

第二期登米市 子ども・子育て支援事業計画 ～安心・子育て・住み続けたいまち・とめ～ 令和2年度～令和6年度



宮城県登米市

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	2
4	計画策定の体制等	3
第2章	登米市の子ども・子育てを取り巻く環境	
1	人口・世帯・人口動態	4
2	教育・保育等の状況	14
3	地域子ども・子育て支援事業等の状況	16
4	課題の整理	20
第3章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	23
2	基本方針	24
3	施策の体系	26
4	教育・保育提供区域の設定	28
第4章	基本方針に向けた取り組み	
1	学びと保育の環境づくり	29
2	地域のみんなで支える子育て家族	33
3	出産後も安心して職場復帰できる取り組み	43
4	子どもへの暴力を予防する体制づくり	44
5	ひとり親家庭等の自立に向けた支援	48
6	子どもの個性に合わせた育ちの支援	49
7	仕事と生活の調和の実現に向けた取り組み	51
第5章	計画の推進	
1	推進体制	53
2	計画の達成状況の点検及び評価	53
《参考資料》		
●	用語解説（本文中の(1)～(25)）	54
●	子ども・子育て支援新制度利用フロー図	57
●	登米市子ども・子育て会議 委員名簿	58
●	登米市子ども・子育て会議条例	59
●	登米市子ども・子育て支援本部設置要綱	61

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもは社会の希望、未来をつくる力であり安心して子どもを生み育てることができる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

子どもの健やかな育ちは、社会の最大の資源となる「人」づくりの基礎となり、子どもの育ちと子育てを支援することは未来への投資でもあり、親の経済状況や幼少期の成育環境によって格差が生じることがないように、子どもの最善の利益を考慮し幼児期の教育・保育の充実・向上を図りその育ちが等しく確実に保障されるよう取り組まなければならないものです。

しかしながら、近年の少子化や核家族化など現代社会の急激な変化を受けて、人の価値観や生活様式が多様化している一方、人間関係や地域コミュニティの希薄化、効率性や経済性を重視する傾向が見られるとの指摘があります。

このような社会的背景の下、国においては、平成24年(2012)には、認定こども園⁽¹⁾、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改正等を盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」⁽²⁾を制定するなど、子育て支援施策とともに、地域で子育てしやすい社会の構築に向けて総合的な施策の推進を図ってきました。その後も待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」⁽³⁾の策定や、幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策並びに児童虐待防止対策等を加速化していますが、依然子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、幼児期の教育・保育の充実・向上や、その育ちが等しく確実に保障されるよう、引き続き家庭・地域・事業者・行政等、多様な主体が一体となった取組が求められています。

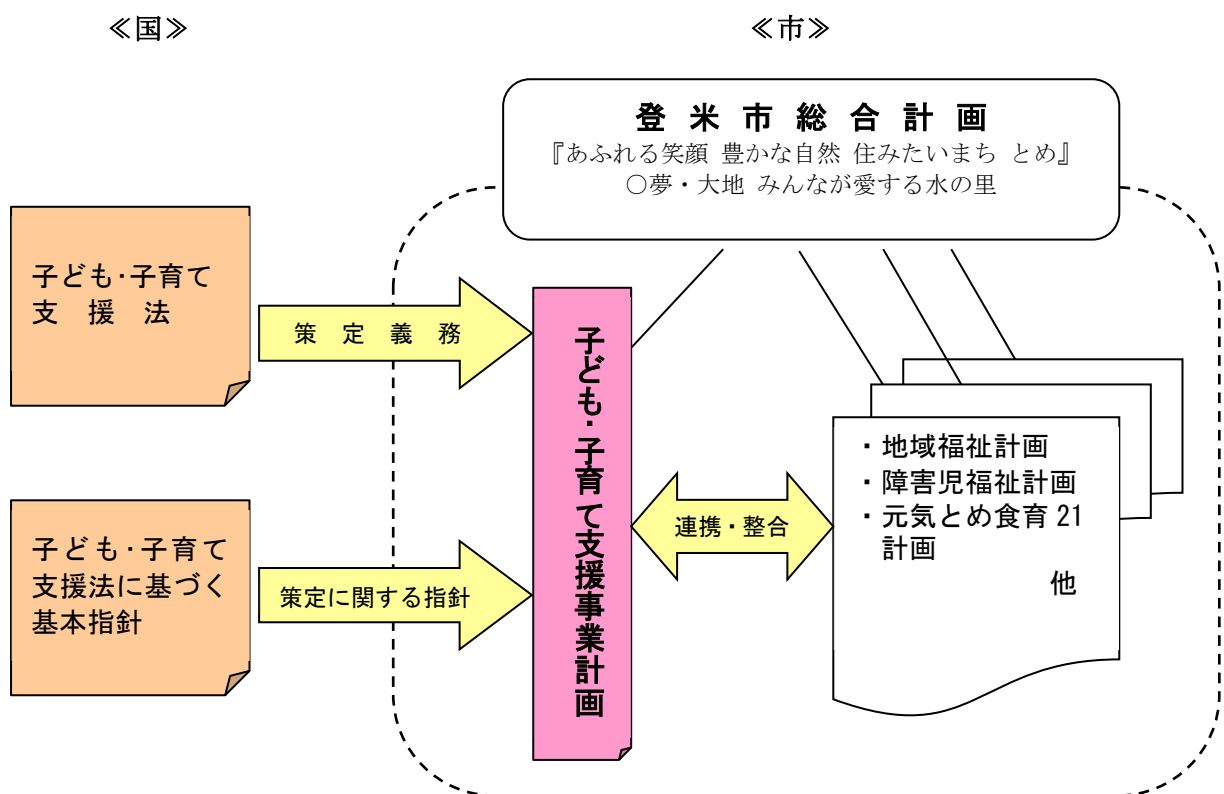
「子ども・子育て支援法」では、国の基本指針に即した市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられており、本市においては、「登米市次世代育成支援行動計画」を包含した「第一期登米市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育について必要な量を定め、地域の実情に応じた地域子ども・子育て支援事業⁽⁴⁾が総合的かつ効率的に提供されるよう推進してきたところです。

今回、第一期計画が令和元年度(2019)をもってその計画期間が終了することから、引き続き全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組を計画的に推進するため、第一期計画の基本理念を引き継ぎ、これまでの取組に対する評価・検証を行うとともに、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」⁽⁵⁾の結果を踏まえ、子ども・子育て支援法に基づき、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とした「第二期登米市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村事業計画であるとともに、登米市総合計画に沿った部門別計画に位置付けられるものであり、「登米市地域福祉計画」及び「登米市障害児福祉計画」、「元気とめ食育21計画」等その他の部門別計画との連携・整合を図ります。

また、第一期計画に掲載していた各種事業の分析・評価を行い、その結果に基づき各種事業等を包含したものであり、本市における子ども・子育て支援を総合的に推進していく計画と位置付けるものです。



3 計画期間

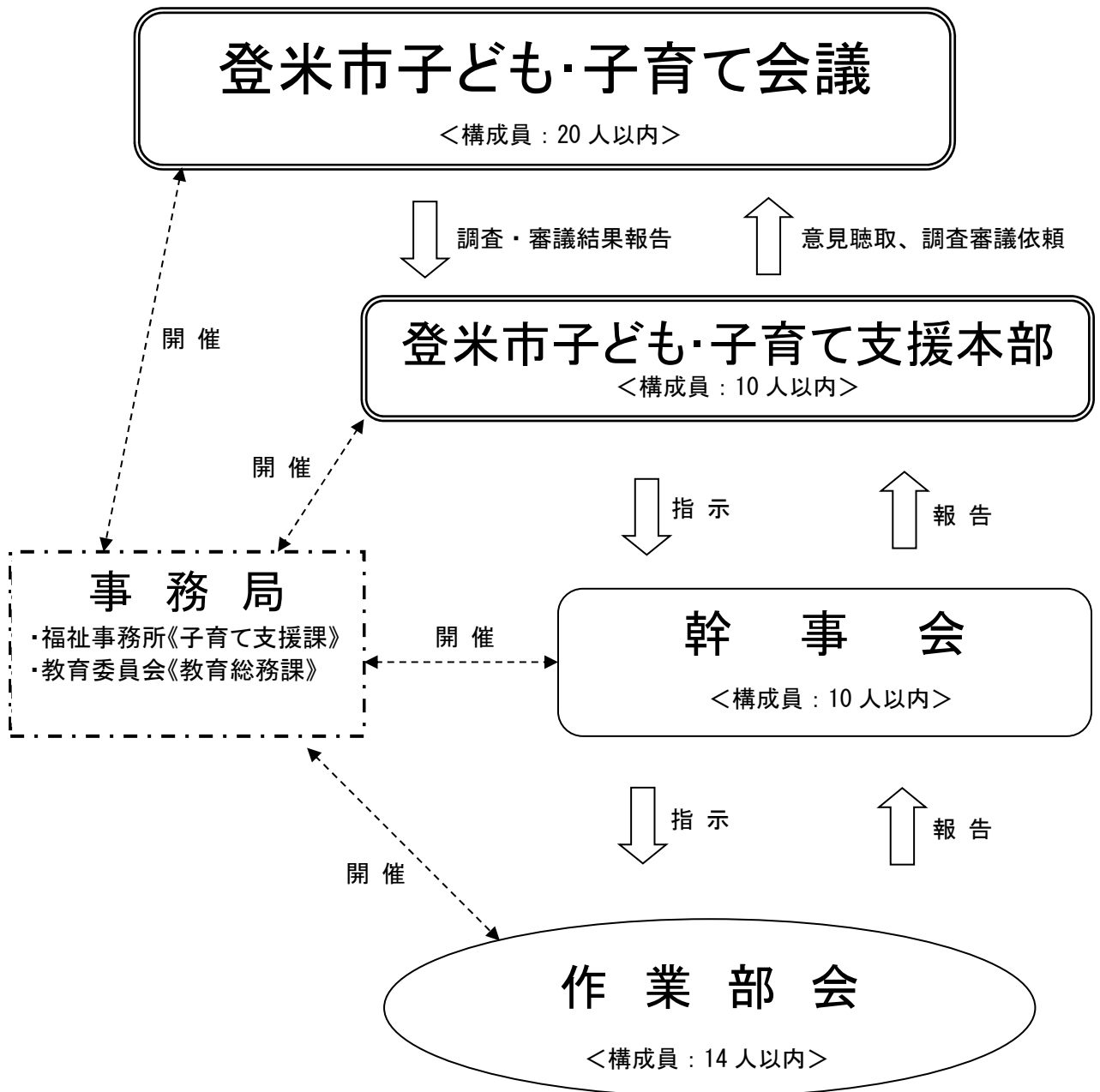
子ども・子育て支援法では、5年を1期とした事業計画を定めることとしており、本計画は、令和2年度（2020）から令和6年度（2024）までを計画期間とします。

なお、計画期間の中間を目安として、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

4 計画策定の体制等

計画の策定にあたって意見を聴くため、子ども・子育て支援法に定める「登米市子ども・子育て会議」及び内部での協議機関として「登米市子ども・子育て支援本部」において協議し、計画策定にあたりました。

【計画策定体制図】



第2章 登米市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態

(1) 人口の状況

国勢調査結果から本市の人口動向をみると、平成27年の総人口は平成7年の96,832人から約14,900人減の81,959人となっており、人口の減少が続いています。一方、平成27年の世帯数は平成7年から約1,950世帯増の26,196世帯となっておりますが、1世帯当たり人数が減少していることから、単身世帯や核家族世帯が増加しているものと考えられます。

年齢3区分人口でみると、平成7年の年少人口は17,030人と総人口の17.6%を占めていましたが、平成27年には9,726人となり総人口の11.9%まで減少しています。これに対して、老年人口は、平成7年の21,040人（総人口に占める割合21.7%）から、平成27年の25,315人（同30.9%）へと増加しており、少子高齢化が進行していることがわかります。

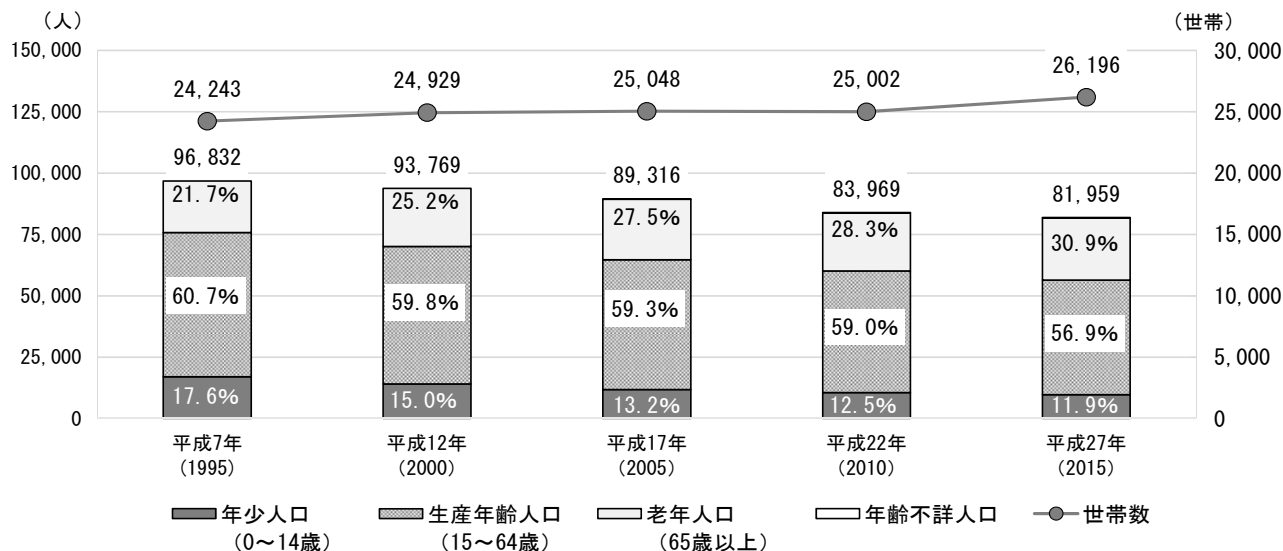
表2-1 年齢3区分人口と世帯数の推移

(単位：人、世帯)

	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
総人口	96,832	93,769	89,316	83,969	81,959
年少人口(0~14歳)	17,030	14,023	11,797	10,530	9,726
生産年齢人口(15~64歳)	58,762	56,098	52,937	49,569	46,668
老年人口(65歳以上)	21,040	23,648	24,579	23,762	25,315
年齢不詳	0	0	3	108	250
世帯数	24,243	24,929	25,048	25,002	26,196
1世帯当たり人数	3.99	3.76	3.57	3.36	3.13

資料：国勢調査

図2-1 年齢3区分人口と世帯数の推移



(2) 住民基本台帳人口による現況と推計

本市の総人口を住民基本台帳ベースで見ると、平成31年の人口は79,417人で、平成27年の83,321人から4年間で3,904人減少しています。本市の人口は今後とも減少傾向が見込まれ、令和6年には72,890人になるものと予測されます。

年齢3区分人口で見ると、年少人口と生産年齢人口は年々減少し続けますが、老年人口は増加していくものと考えられます。

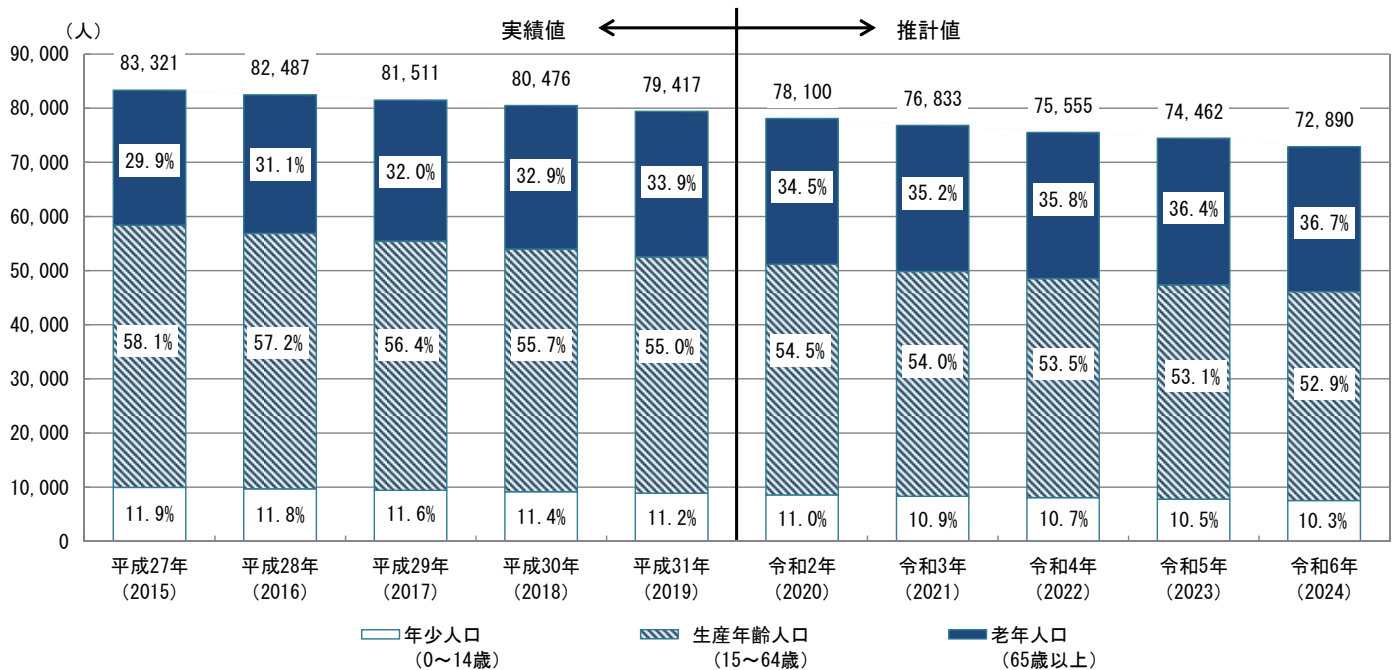
表 2-2 住民基本台帳人口による総人口の推移と推計

(単位：人)

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
総人口	83,321	82,487	81,511	80,476	79,417	78,100	76,833	75,555	74,462	72,890
年少人口 (0~14歳)	9,950	9,716	9,451	9,170	8,886	8,581	8,346	8,073	7,789	7,532
生産年齢人口 (15~64歳)	48,433	47,150	46,004	44,800	43,645	42,584	41,476	40,456	39,563	38,575
老年人口 (65歳以上)	24,938	25,621	26,056	26,506	26,886	26,935	27,011	27,026	27,110	26,783

資料：住民基本台帳（各年4月1日（3月31日）平成31年まで現況）
推計値は、コーホート間の移動法を採用しています。

図 2-2 住民基本台帳人口による総人口の推移と推計



(3) 児童の人口の状況

平成31年4月1日現在の0～17歳の人口は、11,107人で、これを6歳ごとにみると、0～5歳の就学前児童は3,084人、6～11歳の小学生は3,768人、12～17歳の中学・高校生は4,255人となっており、中学・高校生より、小学生、さらには就学前の人口の方が少ない状況となっています。これは近年、出生数が減少し、子どもの数が減っているためと考えられます。

また、令和6年の児童数は9,473人を見込んでおり、平成31年との比較では、0～5歳の就学前児童で651人、6～11歳の小学生で506人、12～17歳の中学・高校生で477人と、それぞれ減少していくことが予測されます。

世帯の状況を見ると、一般世帯で核家族世帯数の割合は46.0%、6歳未満親族のいる一般世帯における同割合は46.2%となっており、核家族世帯の割合が高くなっています。

表 2-3 住民基本台帳人口による児童人口の推移と推計

(単位：人)

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
総児童数	12,274	12,044	11,747	11,453	11,107	10,747	10,403	10,073	9,738	9,473
0～5歳	3,554	3,478	3,338	3,255	3,084	2,949	2,806	2,665	2,550	2,433
6～11歳	4,075	3,983	3,910	3,822	3,768	3,650	3,566	3,469	3,334	3,262
12～17歳	4,645	4,583	4,499	4,376	4,255	4,148	4,031	3,939	3,854	3,778

資料：住民基本台帳（各年4月1日（3月31日）平成31年まで現況）

推計値は、コーホート間の移動法を採用しています。

図 2-3 住民基本台帳人口による児童人口の推移と推計

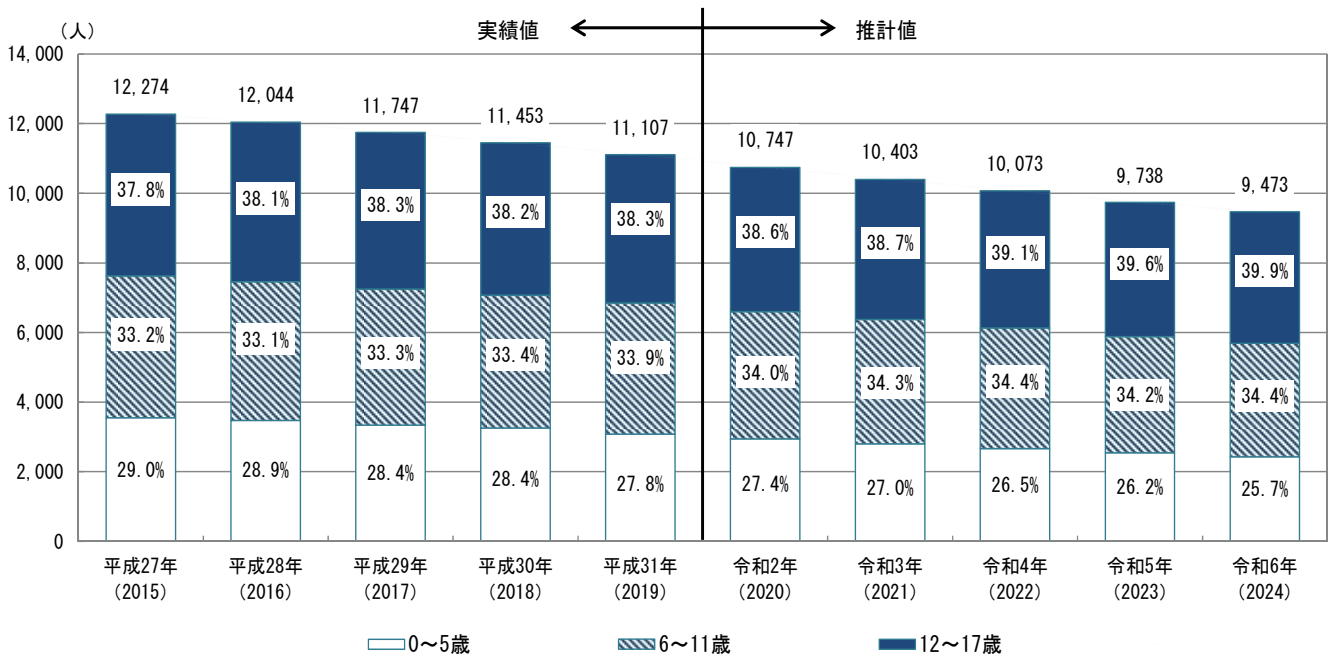


表 2-4 一般世帯の状況

(単位：人、世帯)

	一般世帯		6歳未満親族のいる 一般世帯		18歳未満親族のいる 一般世帯	
	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員
総数	26,126 (100.0%)	80,419 (100.0%)	2,603 (100.0%)	13,797 (100.0%)	6,776 (100.0%)	33,706 (100.0%)
核家族世帯	12,028 (46.0%)	33,389 (41.5%)	1,202 (46.2%)	4,651 (33.7%)	2,976 (43.9%)	11,081 (32.9%)
その他の親族世帯	8,415 (32.2%)	40,932 (50.9%)	1,384 (53.2%)	9,048 (65.6%)	3,768 (55.6%)	22,459 (66.6%)
非親族世帯	154 (0.6%)	495 (0.6%)	17 (0.7%)	98 (0.7%)	30 (0.4%)	164 (0.5%)
単身世帯	5,493 (21.0%)	5,493 (6.8%)	- (0.0%)	- (0.0%)	2 (0.0%)	2 (0.0%)
不詳	36 (0.1%)	110 (0.1%)	- (0.0%)	- (0.0%)	- (0.0%)	- (0.0%)

資料：平成27年国勢調査（施設等の世帯を除く。）

表 2-5 母子世帯・父子世帯の状況

(単位：人、世帯)

	一般世帯		6歳未満親族のいる 一般世帯		18歳未満親族のいる 一般世帯	
	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員
総数	26,126 (100.0%)	80,419 (100.0%)	2,603 (100.0%)	13,797 (100.0%)	6,776 (100.0%)	33,706 (100.0%)
うち母子世帯	373 (1.4%)	980 (1.2%)	63 (2.4%)	182 (1.3%)	346 (5.1%)	924 (2.7%)
うち父子世帯	44 (0.2%)	109 (0.1%)	2 (0.1%)	6 (0.0%)	37 (0.5%)	94 (0.3%)

資料：平成27年国勢調査（施設等の世帯を除く。）

(4) 合計特殊出生率及び出産の状況

本市の合計特殊出生率⁽⁶⁾は、平成29年時点で1.41と、宮城県の水準を上回っていますが、一般的に人口を維持するための合計特殊出生率は2.10以上といわれており、この水準と比べると低くなっています。

最近の出生数は、平成25年が578人だったのに対し平成29年は492人となっており、4年間で86人減少し500人を切っています。

また、平成29年の乳児死亡⁽⁷⁾は1人、新生児死亡⁽⁸⁾はなく、死産は12人、周産期死亡⁽⁹⁾は1人となっています。

表 2-6 合計特殊出生率

(単位：人)

	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)
登 米 市	1.42	1.38	1.34	1.46	1.41
宮 城 県	1.34	1.30	1.36	1.34	1.31
全 国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：人口動態統計、住民基本台帳（各年9月末現在）

全国及び宮城県の合計特殊出生率の算出に用いる女子人口数については、国勢調査年次は国勢調査の確定数。他の年次は10月1日現在の推計人口（国勢調査結果に基づく推計値）を用いています。

本市では、年齢別の推計人口を算出していないため、女子人口数には住民基本台帳の人口を用いています。（国勢調査年次においても同じ。）そのため、国の算出方法に倣っていても、女子人口数の違いから、算出結果に差異が生じることがあります。

表 2-7 出産、死産の推移

(単位：人)

	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)
出 生 数	578	537	511	535	492
乳 児 死 亡 数	2	1	—	—	1
新 生 児 死 亡 数	—	1	—	—	—
死 産	16	25	16	18	12
周 産 期 死 亡	—	1	1	1	1

資料：人口動態統計、衛生統計年報

(5) 婚姻・離婚

平成29年の婚姻件数は250件で、平成25年の348件から98件の減少となっています。離婚件数は、平成27年に前年より増加したものの、平成28年には11件減少し、平成29年には111件となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

平成22年と27年の国勢調査結果から有配偶率をみると、女性は25～49歳の各世代で、男性は25～79歳の各世代において有配偶率が同率又は低下していることから、未婚者の増加と結婚年齢の高齢化が進んでいると考えられます。

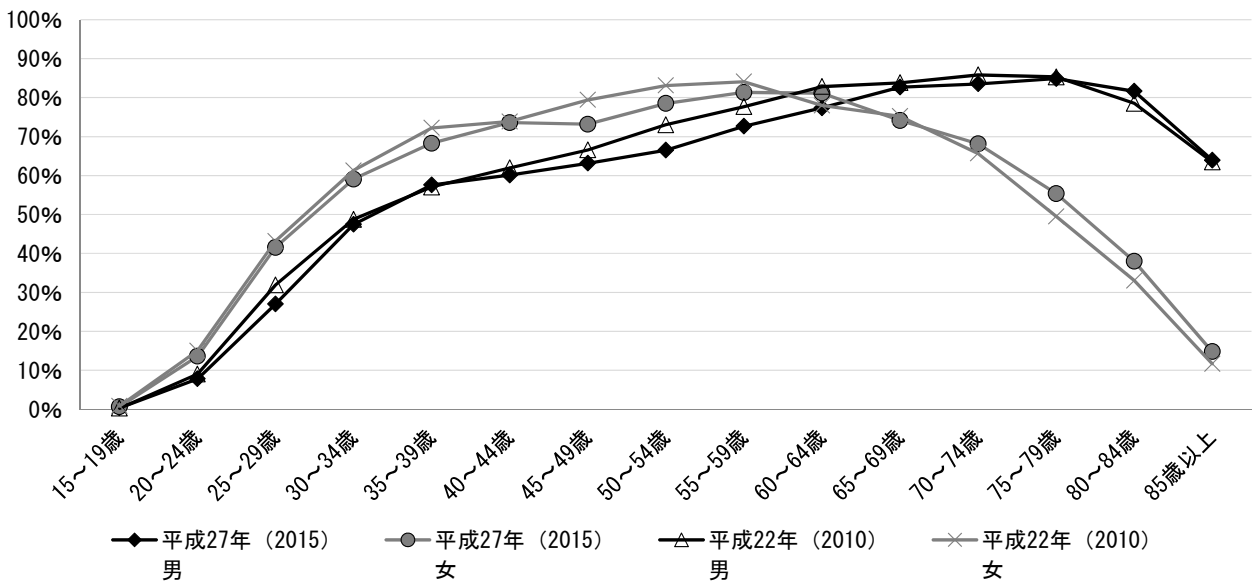
表2-8 婚姻・離婚の推移

(単位：件)

	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)
婚姻件数	348	320	282	310	250
離婚件数	135	103	117	106	111

資料：人口動態統計

図2-4 登米市の性別・年齢別有配偶率



資料：平成22年、平成27年国勢調査

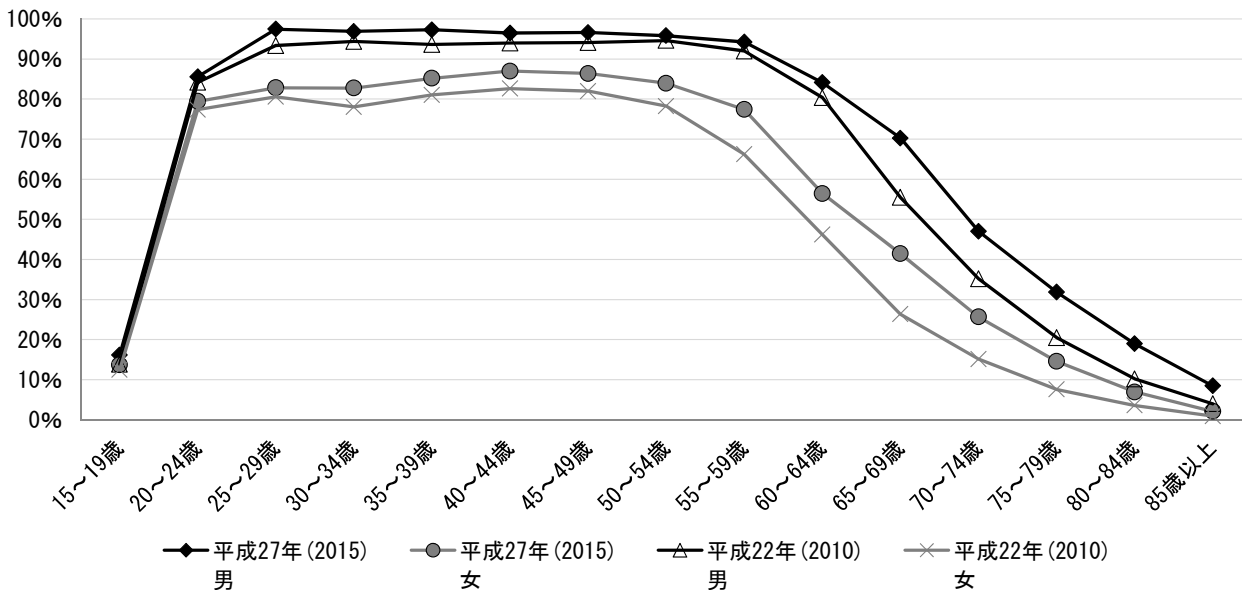
	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85歳 以上
H27男	0%	8%	27%	47%	58%	60%	63%	66%	73%	77%	83%	84%	85%	82%	64%
H27女	1%	14%	42%	59%	68%	74%	73%	79%	81%	81%	74%	68%	55%	38%	15%
H22男	0%	9%	32%	49%	57%	62%	67%	73%	78%	83%	84%	86%	85%	79%	63%
H22女	1%	15%	43%	61%	72%	74%	79%	83%	84%	78%	75%	66%	50%	33%	12%

(6) 労働力率

女性の社会進出が進み、結婚・子育て期にあたる25歳～39歳女性の労働力率⁽¹⁰⁾は、平成22年、平成27年いずれにおいても70%台後半～80%台前半で推移しています。

特に、平成27年には女性の25歳～39歳までの労働力率は80%を超えており、結婚や子育て期の女性の就業が増えていることがうかがえます。

図 2-5 登米市の性別、年齢別労働力率



資料：平成22年、平成27年国勢調査

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
H27 男	16%	86%	97%	97%	97%	96%	97%	96%	94%	84%	70%	47%	32%	19%	8%
H27 女	14%	79%	83%	83%	85%	87%	86%	84%	77%	56%	41%	26%	15%	7%	2%
H22 男	14%	84%	93%	94%	94%	94%	94%	95%	92%	80%	55%	35%	20%	10%	4%
H22 女	12%	77%	81%	78%	81%	83%	82%	78%	66%	46%	26%	15%	8%	4%	1%

(7) 就業構造

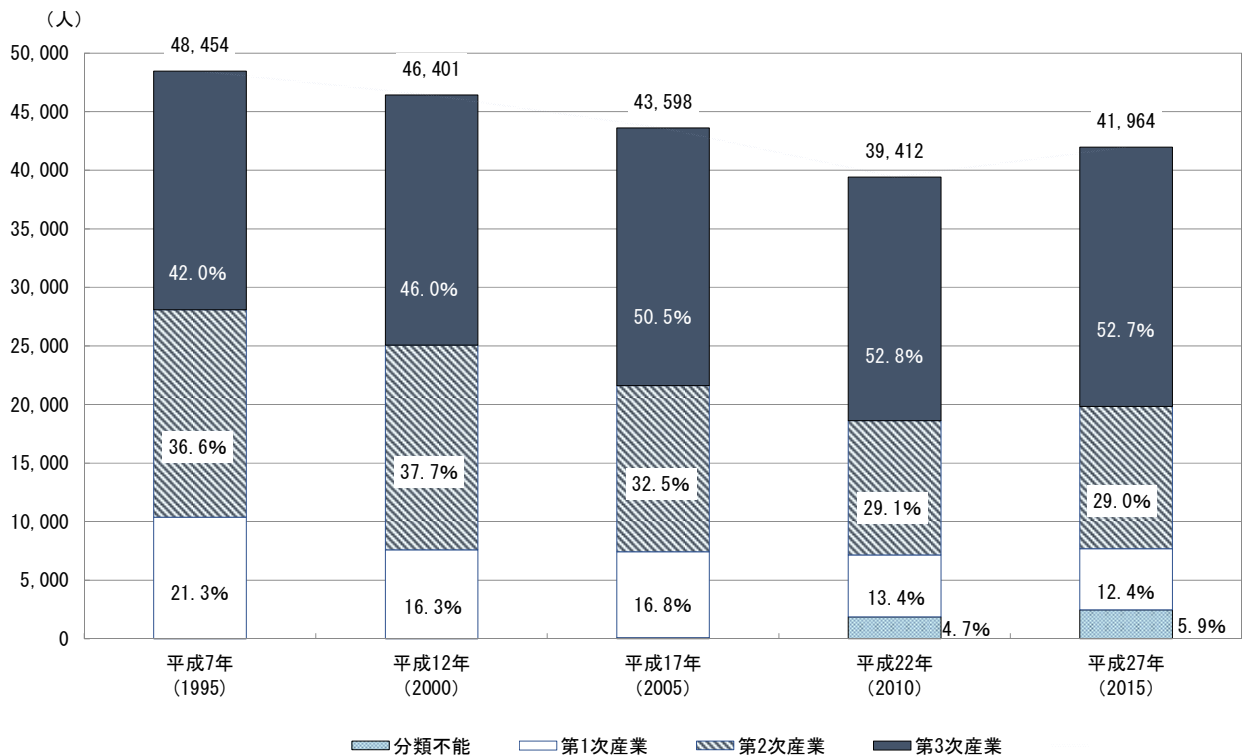
平成27年の国勢調査結果でみると、本市の総就業者数は41,964人となっており、そのうち第1次産業就業者が5,212人（総就業者数に占める割合12.4%）、第2次産業就業者が12,158人（同29.0%）、第3次産業就業者が22,128人（同52.7%）となっています。農業の大規模化による集約により、小規模経営者の離農と併せ、第3次産業の拡大に伴い就業先が多様化している状況がうかがえます。

表2-9 産業別就業人口

	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
就業人口	48,454 (100.0%)	46,401 (100.0%)	43,598 (100.0%)	39,412 (100.0%)	41,964 (100.0%)
第1次産業	10,343 (21.3%)	7,561 (16.3%)	7,335 (16.8%)	5,277 (13.4%)	5,212 (12.4%)
第2次産業	17,716 (36.6%)	17,475 (37.7%)	14,178 (32.5%)	11,472 (29.1%)	12,158 (29.0%)
第3次産業	20,362 (42.0%)	21,353 (46.0%)	22,001 (50.5%)	20,797 (52.8%)	22,128 (52.7%)
分類不能	33 (0.1%)	12 (0.0%)	84 (0.2%)	1,866 (4.7%)	2,466 (5.9%)
15歳以上人口	79,802	79,746	77,516	73,331	71,983
就業率	60.7%	58.2%	56.2%	53.7%	58.3%

資料：国勢調査

図2-6 産業別就業人口



(8) 通勤・通学

平成27年国勢調査結果からみる常住地（夜間人口）⁽¹¹⁾による通勤・通学先は、全体では7割以上が市内となっており、特に女性においては約8割が市内となっていることを踏まえ、安心して通勤できるよう、市内での子育て支援環境の整備が必要と考えます。

表 2-10 通勤・通学先の状況

(単位：人)

	男		女		計	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合
通勤（従業）通学人口	25,339	100.0%	19,732	100.0%	45,071	100.0%
登米市	17,962	70.9%	15,736	79.7%	33,698	74.7%
仙台市	838	3.3%	364	1.8%	1,202	2.7%
石巻市	1,203	4.7%	675	3.4%	1,878	4.2%
栗原市	1,373	5.4%	1,142	5.8%	2,515	5.6%
大崎市	850	3.4%	379	1.9%	1,229	2.7%
その他の県内市町村	1,728	6.8%	663	3.4%	2,391	5.3%
県外・国外	727	2.9%	304	1.6%	1,031	2.3%
不詳	658	2.6%	469	2.4%	1,127	2.5%

資料：平成27年国勢調査

図 2-7 通勤・通学先の状況

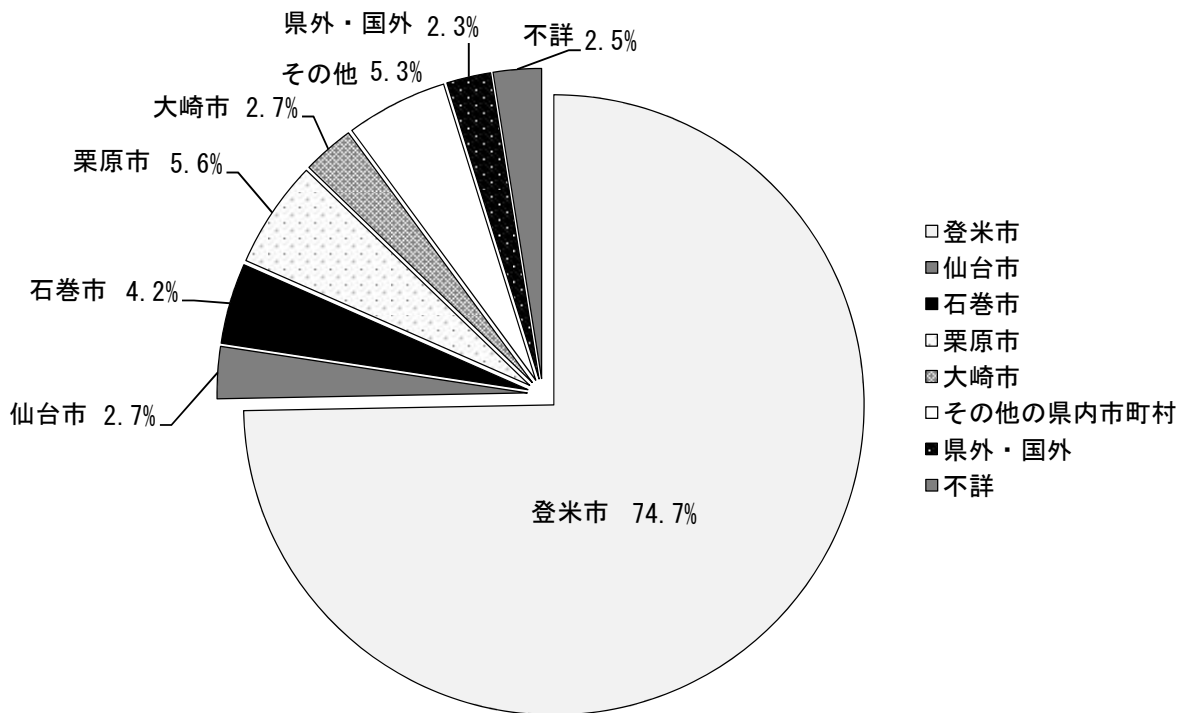


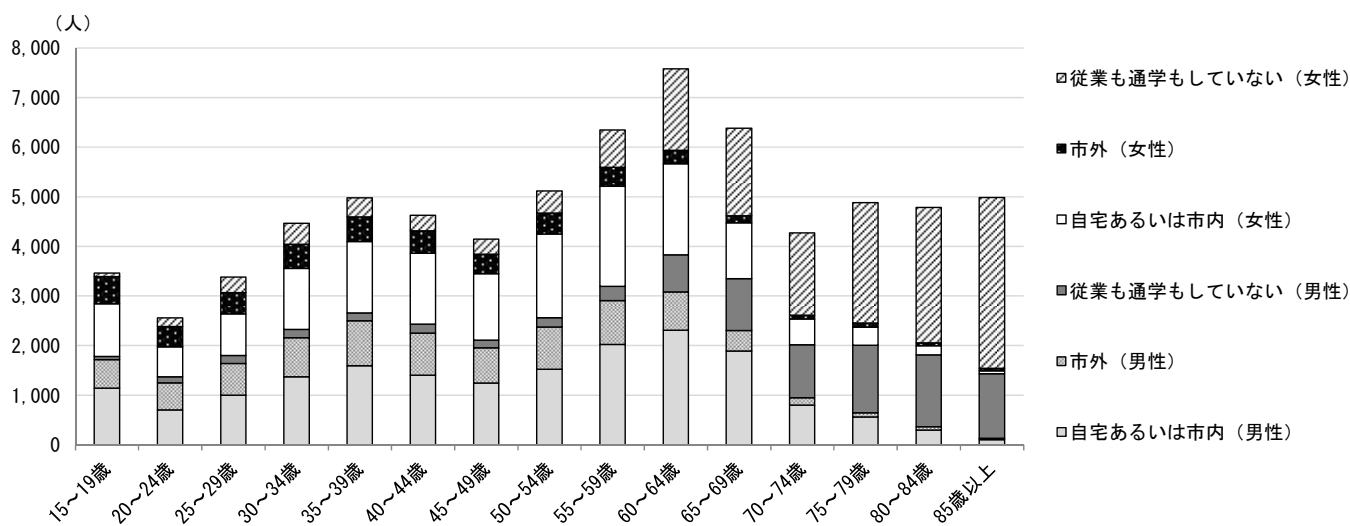
表 2-11 通勤・通学の状況（男女別）

（単位：人）

	自宅あるいは市内		市 外		従業も通学もしていない		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	17,962	15,736	8,260	4,707	8,459	16,859	34,681	37,302
15～19歳	1,140	1,061	576	551	66	69	1,782	1,681
20～24歳	704	603	546	408	122	176	1,372	1,187
25～29歳	998	834	640	431	164	316	1,802	1,581
30～34歳	1,373	1,231	787	486	166	422	2,326	2,139
35～39歳	1,592	1,442	910	495	156	384	2,658	2,321
40～44歳	1,402	1,432	850	454	179	310	2,431	2,196
45～49歳	1,246	1,339	707	397	156	302	2,109	2,038
50～54歳	1,521	1,687	852	424	188	443	2,561	2,554
55～59歳	2,023	2,016	882	386	290	750	3,195	3,152
60～64歳	2,307	1,839	776	269	745	1,647	3,828	3,755
65～69歳	1,891	1,128	411	139	1,046	1,770	3,348	3,037
70～74歳	802	519	145	77	1,070	1,662	2,017	2,258
75～79歳	560	367	86	82	1,359	2,428	2,005	2,877
80～84歳	298	180	64	56	1,454	2,737	1,816	2,973
85歳以上	105	58	28	52	1,298	3,443	1,431	3,553

資料：平成 27 年国勢調査

図 2-8 通勤・通学の状況（男女別）



2 教育・保育等の状況

平成26年以降の保育所・認定こども園等の施設数は、平成27年の子ども・子育て関連3法の施行以降、小規模事業所・事業所内保育所⁽¹²⁾等が開設され、平成29年には36施設となりましたが、平成30年以降、民設民営方式による公立幼稚園・保育所の再編の推進などにより、公立・私立保育所の施設数は減少し、認定こども園が順次開設されたことにより、平成31年4月現在34施設となっています。

認可外保育施設⁽¹³⁾を含む平成26年以降の保育所・認定こども園（2号、3号認定）⁽¹⁴⁾等の入所児童数は、平成30年までは増加傾向にありましたが、平成31年には減少に転じています。

また、待機児童数をみると、平成26年では57人となっていましたが、保育の受け皿の整備とともに減少し、平成31年4月現在の待機児童数は2人となっています。

市内の幼稚園・認定こども園（1号認定）⁽¹⁴⁾の状況では、平成29年以降、認定こども園の開設に伴い、幼稚園の施設数、園児数ともに減少しています。

表 2-12 保育所・認定こども園等の施設数

(単位：施設)

	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
公立保育所	8	8	8	8	6	5
私立保育所	11	12	12	13	11	11
小規模事業所・事業所内保育所	—	9	13	14	13	12
認定こども園	—	—	—	1	5	6
計	19	29	33	36	35	34

各年4月1日現在

表 2-13 保育所・認定こども園（2・3号認定）等の入所児童数

(単位：人)

	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
公立保育所	597	619	604	625	485	410
私立保育所	848	902	945	963	782	759
小規模事業所・事業所内保育所	—	139	202	197	196	195
認定こども園（2・3号）	—	—	—	89	448	499
小計	1,445	1,660	1,751	1,874	1,911	1,863
認可外（企業主導型含む）	45	2	13	8	16	21
合計	1,490	1,662	1,764	1,882	1,927	1,884
うち0～2歳児数	651	824	840	877	845	848

各年4月1日現在

表 2-14 保育所・認定こども園（2・3号認定）等の待機児童数（国定義）

（単位：人）

	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	平成 31 年 (2019)
待 機 児 童 数	57	0	12	3	3	2
うち0～2歳児数	43	0	7	2	3	2

各年4月1日現在

表 2-15 幼稚園・認定こども園（1号認定）の状況

（単位：施設、人）

		平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)
総 数	園児数	862	869	789	643	547	538
	施設数	16	16	16	16	17	17
公立幼稚園	園児数	663	670	590	516	426	372
	施設数	14	14	14	14	11	10
私立幼稚園数	園児数	199	199	199	20	17	22
	施設数	2	2	2	1	1	1
認定こども園 (1号)	園児数	—	—	—	107	104	144
	施設数	—	—	—	1	5	6

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

表 2-16 公立小・中学校の状況

（単位：人、校）

		平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)
小 学 校	児童数	4,182	4,080	3,991	3,902	3,805	3,760
	学校数	22	22	22	22	22	22
中 学 校	生徒数	2,279	2,275	2,216	2,170	2,057	1,987
	学校数	10	10	10	10	10	10

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

3 地域子ども・子育て支援事業等の状況

平成26年以降の教育・保育施設及び地域型保育事業⁽¹⁵⁾の提供体制における、量の見込み(実績)は、幼稚園利用の1号認定で減少している一方、2号、3号認定は施設利用希望が増加しています。これに対応する確保方策として、保育の受け皿の拡大に努め、平成30年度には2号、3号認定合わせて1,927人分の受け皿を確保しましたが、なお待機児童が発生している状況にあります。

また、地域子育て支援拠点事業における利用者数の推移をみると、平成30年度には延べ23,062人が利用しており、在宅における子育て家庭が減少する中、平成26年度からの4年間で約30%増加しています。

放課後児童クラブの利用者数については、平成27年度から公立の放課後児童クラブにおいて、利用対象児童を小学6年生までに拡大したこと、また核家族化や共働き世帯の増加を背景に利用者も増加し平成30年度の利用者数は1,058人となり、平成26年度と比較して約2倍の伸びとなっています。

表2-17 教育・保育施設の提供体制(1・2号認定)

(単位:人)

	平成26年度 (2014)		平成27年度 (2015)		平成28年度 (2016)		平成29年度 (2017)		平成30年度 (2018)	
	3-5歳		3-5歳		3-5歳		3-5歳		3-5歳	
	1号 学校教育のみ	2号 保育の必要性あり 学校教育 左記以外 の利用	1号 学校教育のみ	2号 保育の必要性あり 学校教育 左記以外 の利用	1号 学校教育のみ	2号 保育の必要性あり 学校教育 左記以外 の利用	1号 学校教育のみ	2号 保育の必要性あり 学校教育 左記以外 の利用	1号 学校教育のみ	2号 保育の必要性あり 学校教育 左記以外 の利用
① 量の見込み(実績)	661	1,069 ※201 868	587	1,132 ※282 850	521	1,201 ※268 933	443	1,209 ※200 1,009	370	1,264 ※177 1,087
② 確保方策										
特定教育・保育施設	663	819	670	836	610	916	643	999	547	1,076
確認を受けない幼稚園等	199	0	199	0	179	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	20	0	2	0	8	0	6	0	6
②-①	201	▲230	282	▲294	268	▲277	200	▲204	177	▲182

【備考】

※は保育の必要性のある児童のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用。

① 量の見込み(実績)は、必要利用定員総数。

② 確保方策の特定教育・保育施設は、確認を受け給付対象となる施設(認定子ども園・幼稚園・保育所)。確認を受けない幼稚園等は、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園等。認可外保育施設は、市が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設及び企業主導型保育施設。

表 2-18 教育・保育施設及び地域型保育事業の提供体制（3号認定）

（単位：人）

	平成26年度 (2014)		平成27年度 (2015)		平成28年度 (2016)		平成29年度 (2017)		平成30年度 (2018)		
	3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	
① 量の見込み（実績） （必要利用定員総数）	148	582	171	683	147	717	172	728	171	706	
② 確保 方策	特定教育・保育施設	118	508	137	558	108	553	128	578	121	538
	特定地域型保育事業	0	0	27	102	35	139	37	132	37	139
	認可外保育施設等	2	23	0	0	1	4	2	0	4	6
②-①	▲28	▲51	▲7	▲23	▲3	▲21	▲5	▲18	▲9	▲23	

表 2-19 幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

（単位：人、施設）

		平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
登録者数	保育の必要性なし	79	93	143	118	133
	保育の必要性あり	201	282	268	200	177
利用者数 (延べ人数)	保育の必要性なし	948	840	912	1,908	1,596
	保育の必要性あり	2,412	2,076	1,740	2,508	2,328
実施施設数	預かり保育事業 (在園児対象)	16	16	16	15	17

表 2-20 保育所等における一時預かり

（単位：人、施設）

		平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
利用者数		42	68	96	59	51
実施施設数		3	7	5	5	5

表 2-21 ファミリー・サポート・センター事業

（単位：人）

		平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
会員数	会員数	154	193	186	186	190
	協力会員数	68	69	70	70	71
	利用会員数	86	124	116	116	119
うち両方会員		5	5	5	5	8
利用人数 (延べ人数)		58	100	25	63	276

第2章 登米市の子ども・子育てを取り巻く環境

表 2-22 延長保育事業

(単位：人、施設)

	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
登 録 者 数	349	370	388	385	530
実 施 施 設 数 (保育所・幼稚園・認定子ども園)	11	14	13	16	17

※実績は、短時間認定（20名）は含まず、標準時間のみとしています。

表 2-23 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

(単位：人、施設)

	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
利用者数（延べ人数）	17,624	15,157	17,627	20,516	23,062
乳 幼 児	9,693	8,366	9,723	11,471	12,696
保 護 者	7,931	6,791	7,904	9,045	10,366
子育てボランティア(延べ人数)	449	531	554	491	300
育児相談人数(延べ人数)	462	302	345	301	469
実 施 施 設 数	10	10	11	11	11

表 2-24 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

(単位：人、施設)

	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	
登 録 者 数	低 学 年	489	636	713	785	772
	高 学 年	25	185	261	274	286
利 用 者 数	514	821	974	1,059	1,058	
実 施 施 設 数	16	17	19	19	19	

表 2-25 妊婦健康診査

(単位：人、回)

	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
対 象 者 数 (妊 婦 数)	548	553	495	470	420
受 診 回 数 (延 べ 回 数)	6,555	6,103	5,952	5,675	5,066

表 2-26 乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
対 象 者 数	531	501	511	474	451
実 施 者 数 (保健師・助産師による訪問)	531	501	511	474	451

表 2-27 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(単位：人)

	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
要保護等ケース数	102	96	93	82	64
養育支援訪問数	105	71	116	144	79
実 施 数	要対協： 代表者会議1回 実務者会議2回 乳幼児健診(集団)： 168回 養育支援訪問：105人	要対協： 代表者会議1回 実務者会議2回 乳幼児健診(集団)： 168回 養育支援訪問：71人	要対協： 代表者会議1回 実務者会議2回 乳幼児健診(集団)： 144回 養育支援訪問：116人	要対協： 代表者会議1回 実務者会議2回 乳幼児健診(集団)： 144回 養育支援訪問：144人	要対協： 代表者会議1回 実務者会議2回 乳幼児健診(集団)： 108回 養育支援訪問：79人

表 2-28 障害児保育事業

(単位：人、施設)

	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
対 象 者 数	19	17	18	14	13
実 施 施 設 数 (保 育 所 等)	10	10	10	8	7

表 2-29 放課後子ども教室

(単位：人、校)

	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
対 象 者 数	362	349	357	350	395
実 施 施 設 数 (小 学 校)	9	9	9	9	10

4 課題の整理

本計画策定にあたり、就学前児童及び小学生を養育する保護者を対象として、次のことを把握するニーズ調査を実施しました。

- 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。
- 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。

表 2-30 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査実施概要

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	1,300件	929件	71.5%
	小学生	900件	692件	76.9%
調査期間	平成30年(2018)12月			
調査方法	幼稚園・保育所等、小学校を通じた配付・回収			

(1) 子育て家庭の教育・保育ニーズへの対応

本市では、平成31年4月1日現在、保育所等28施設（公立：5、私立：11、小規模・事業所内：12）、幼稚園11施設（公立：10、私立：1）、認定こども園6施設において就学前の教育・保育を提供しています。

ニーズ調査結果をみると、定期的な教育・保育事業の利用状況では、就学前児童の79.0%が認可保育所⁽¹⁶⁾や幼稚園等を利用しています。今後の利用希望について前回調査時と比較すると、「幼稚園」で9.6ポイントの減、「幼稚園の預かり保育」で0.2ポイントの微増、「認可保育所」で5.9ポイントの減となった一方、「認定こども園」では33.4ポイントの伸びとなっています。また、施設ごとに最も改善してほしい点をみると、幼稚園では「長期休暇（夏・冬休み等）の対応」（28.1%）、保育所では「入所枠の拡大」（34.2%）、認定こども園では「特にない」（21.1%）と最も多く、次いで「利用料金の低額化」（14.5%）となっています。

第一期計画期間においては、登米市市立幼稚園・保育所再編方針に基づき、公立幼稚園・保育所の再編による認定こども園への移行を推進し、教育・保育の一体的な提供を図るとともに、保育の受け皿の拡大に努めてきたところであり、認定こども園に対しても一定の理解が得られていると考えられます。しかし、少子化が続くなか、保育ニーズは依然として高く、幼稚園の定員割れや、保育所等の待機児童などの課題があり、母親の就労希望が高まっているなか、子育て家庭の多様化する教育・保育ニーズへの対応が求められています。

(2) 家庭の子育てを地域とともに支え、育てる取組の推進

ニーズ調査結果では、核家族化が進み、育児に協力してもらえる人が周囲にいないと感じている保護者が9.1%と前回調査時よりも2.5ポイント増加している状況にあります。

また、子育てについて気軽に相談できる人や場所がないと答えた保護者の割合は3.9%となっており、前回調査時よりも1.5ポイント増加しています。

このことから、子育て家庭においては子育ての悩みや不安を抱えている家庭が増えていることが読み取れます。

なお、子育て支援センターを利用していないと回答した保護者の割合が児童数全体の8割を超えている一方、そのうちの利用意向については21.3%が利用したいとしています。

このことから、教育・保育施設や地域の人が、不安感の抱きやすい時期にある妊産婦や子育て中の保護者、子どもに寄り添い、出産や育児の不安や悩みを解消し、安心して子育てができるよう、妊娠期から切れ目のない支援が求められています。

また、こうした周囲からの様々な支援を受けながら、子育て経験を積み重ねることを通じて、親として成長していくことも重要と考えられます。

(3) 働きながら子育てのできる環境づくり

本市は、国や県と比較しても女性の労働力率が高い傾向にあり、ニーズ調査結果では、母親の就労している割合（育児休業中を含む）は、就学前児童・小学生児童の保護者ともに、8割以上を占めています。特に就学前児童では82.2%と前回調査時よりも16.1ポイント増加していますが、日常的に子育てに関わっているのは、父親よりも母親の割合が高くなっています。

また、育児休業から職場復帰したタイミングについては、「年度初めの子どもの入所のタイミングだった」が53.3%だったのに対し「それ以外だった」とする割合は45.0%で、年度途中の職場復帰も多いことがわかります。

こうした状況を踏まえ、働きながら子育てのできる環境づくりに向けて、制度や職場環境とともに、多様な教育・保育サービス、地域子育て支援事業等の充実を図っていくことが求められています。

(4) 子どもへの暴力を予防する体制づくり

近年の児童虐待の統計をみると、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成2年度（1990）の1,101件から毎年右肩上がりが増加しており、平成29年度（2017）は13万件を超える件数となっています。また虐待による死亡事例は、平成28年度（2016）は全国で年間約50件あり、毎週1人の子どものかけがえのない命が失われています。

本市においても、児童虐待やDVに関する相談件数は増加傾向にあり、その相談内容もより複雑化しています。

ニーズ調査の結果では、育児に協力してもらえる人が周囲にいないと感じている保護者、子育てに関し周囲に相談できる人がいないと感じている保護者ともに増加しており、子育てに対し不安や孤立感を感じる家庭が増えている状況となっています。

子どもへの虐待は、子どもの心身に深刻な影響を及ぼすことから、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童相談所、学校、警察署、医療機関、民生委員・児童委員、行政等が連携して虐待防止ネットワークの強化を図り、児童虐待の予防・再発防止活動に取り組むとともに、子育てと家庭の支援の充実を図る必要があります。

(5) 支援の必要な子どもやその家庭への支援

子育てに対し不安や孤立感を感じる家庭が増えているなかで、定期的な教育・保育等を利用しない理由では、「利用したいが、経済的理由で事業を利用できない」と回答した保護者の割合は、前回調査時から0.3ポイント減少してはいるものの1.2%となっています。

親の経済状況や幼少期の生育環境によって格差が生じることのないよう、子どもの最善の利益を考慮し、幼児期の教育・保育の充実・向上を図り、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組む必要があります。

また、母子及び父子家庭等ひとり親の下で養育される子どもたちやその家庭に対し、きめ細かな福祉サービスの展開と自立に向けた支援を行うため、地域におけるひとり親家庭の現状の把握に努め、その自立や生活の安定が一層促進されるよう子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援が求められています。

(6) 子どもの個性に合わせた育ちの支援

近年、教育・保育施設、学校等においては、発達障害などの特別な支援を必要とする子どもが増えており、子どもの発達特性を踏まえた対応が求められています。

ニーズ調査結果では、子育てに関する悩みについて、「病気や発育・発達に関すること」と答えた保護者の割合が35.0%と高く、上位にあります。

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であり、保護者もその点を不安に感じている状況がうかがえます。そのため、幼児教育の役割は極めて重要であり、全ての子どもたちが就学前の教育・保育を受けられるよう、制度の周知とともに、教育・保育の質の向上を図り、子どもの個性に合わせた育ちとなるよう、教育・保育を提供していくことが求められています。

(7) 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組み

ニーズ調査の結果では、育児休業の取得について、「取得した」と答えた保護者の割合は、父親が1.6%、母親についても49.5%にとどまっています。

女性の社会進出は今後ますます期待される状況にあり、仕事と家庭を両立し、家庭で親と子が十分に関わることのできる時間を確保できるよう、働き方の見直しが求められています。

こうした働き方の見直しは、家庭や職場において考えていかなければならない課題であり、男性の育児参加、育児休業や子どもの看護のための休業制度を確実に活用できるよう、事業所の理解と協力による働きやすい職場環境が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、子ども・子育て支援法の趣旨や国の基本指針に基づき、第一期計画の取組に対する検証結果やニーズ調査結果に反映された市民の声を尊重し、第一期計画に引き続き以下を基本理念と定めます。

安心・子育て・住み続けたいまち・とめ



2 基本方針

1 学びと保育の環境づくり

核家族化や共働き世帯の増加に伴い、ニーズ調査結果では認可保育所の希望は依然として多く、また認定こども園等の利用希望が多いことから、保護者の就労に関わらず子どもが健やかに育つよう、教育・保育機能の充実（ソフト面）と施設整備（ハード面）を一体的に捉えた環境整備を行い、子育て世帯のニーズに応えるとともに、必要利用定員総数に応える教育・保育施設の整備を図ります。

特に、第一期計画期間中に認定こども園の整備が進んだことを受け、保護者の教育・保育の一体的な運営に対する理解が進んでいることから、引き続き子どもたちに教育・保育の一体的な提供を行うため、認定こども園の整備を推進します。

また、保育士不足が全国的な課題となる中、本市においても保育士の確保は喫緊の課題であり、保育士確保対策に取り組みます。

さらに、不登校児童生徒に対しては、登米市教育振興基本計画で進める事業と連携を図りながら支援します。

2 地域のみんで支える子育て家族

少子化や核家族化が一層進展し、家族関係や地域のつながりが希薄化するなか、ニーズ調査結果では、市内の子育て家庭では、地域で孤立が心配される家庭も見受けられるため、妊娠・出産期からの一貫した支援体制の充実を図ります。

特に、近年は妊娠、出産、子育てに係る父母の不安感や負担感が増えており、子どもを生み、育てることに対する精神的・身体的負担を軽減するため、地域ぐるみで妊産婦や子育て家庭に寄り添い、支える仕組みの構築を図ります。

3 出産後も安心して職場復帰できる取り組み

女性就業率の上昇を背景に、共働き世帯の増加など、暮らし方、働き方、子育ての仕方は多様化しており、結婚・出産後も安心して仕事に復帰できる体制整備が必要となっていることから、産休・育休明けなどの希望する時期に円滑に施設を利用できるよう、保育の受け皿の整備や情報提供、相談支援体制の充実に努めます。

4 子どもへの暴力を予防する体制づくり

近年、全国的に深刻な児童虐待事件が多発し、虐待防止に向けた取組の重要性が増しています。

国では、平成30年7月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を決定し、12月には「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定されるとともに、親による子どもへの体罰禁止を盛り込んだ改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が成立し、令和2年4月から適用されるなど、児童虐待対策の取組とその強化が図られています。

こうしたことを受け、本市においても、子どもの被害を未然に防止するためには、学校、児童相談所、保健師及び保育施設等との情報共有を図りながら、支援を必要とする児童や家庭の早期発見に努め、適切に対応することが必要であることから、公的機関の相談体制と関係機関とのネットワークの強化に取り組みます。

5 ひとり親家庭等の自立に向けた支援

近年、子育て世帯に占めるひとり親家庭の割合が増加しており、経済的に厳しい状況に置かれた家庭も見受けられます。ひとり親家庭が安定した就労や生活の下で、子どもを健全に育むことができるよう、保育支援や経済的な支援を含めた総合的な自立支援を推進します。

特に、ひとり親家庭の保育施設の利用に配慮するとともに、就職のための資格取得のサポートや相談体制の充実を図ります。

6 子どもの個性に合わせた育ちの支援

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診や学校における健康診査等の実施を通じ、支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、専門的な医療や療育の適切な提供を行います。

また、特別支援保育所訪問相談等を実施し、保育士の資質向上を図り、専門性を高めます。

さらに、障がいのある子どもについては、その障がいの状態に応じて子どもの可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会に参加するための必要な力を養うため、保育所等訪問支援事業や児童発達支援センターを中核とした関係機関の連携強化を図ります。

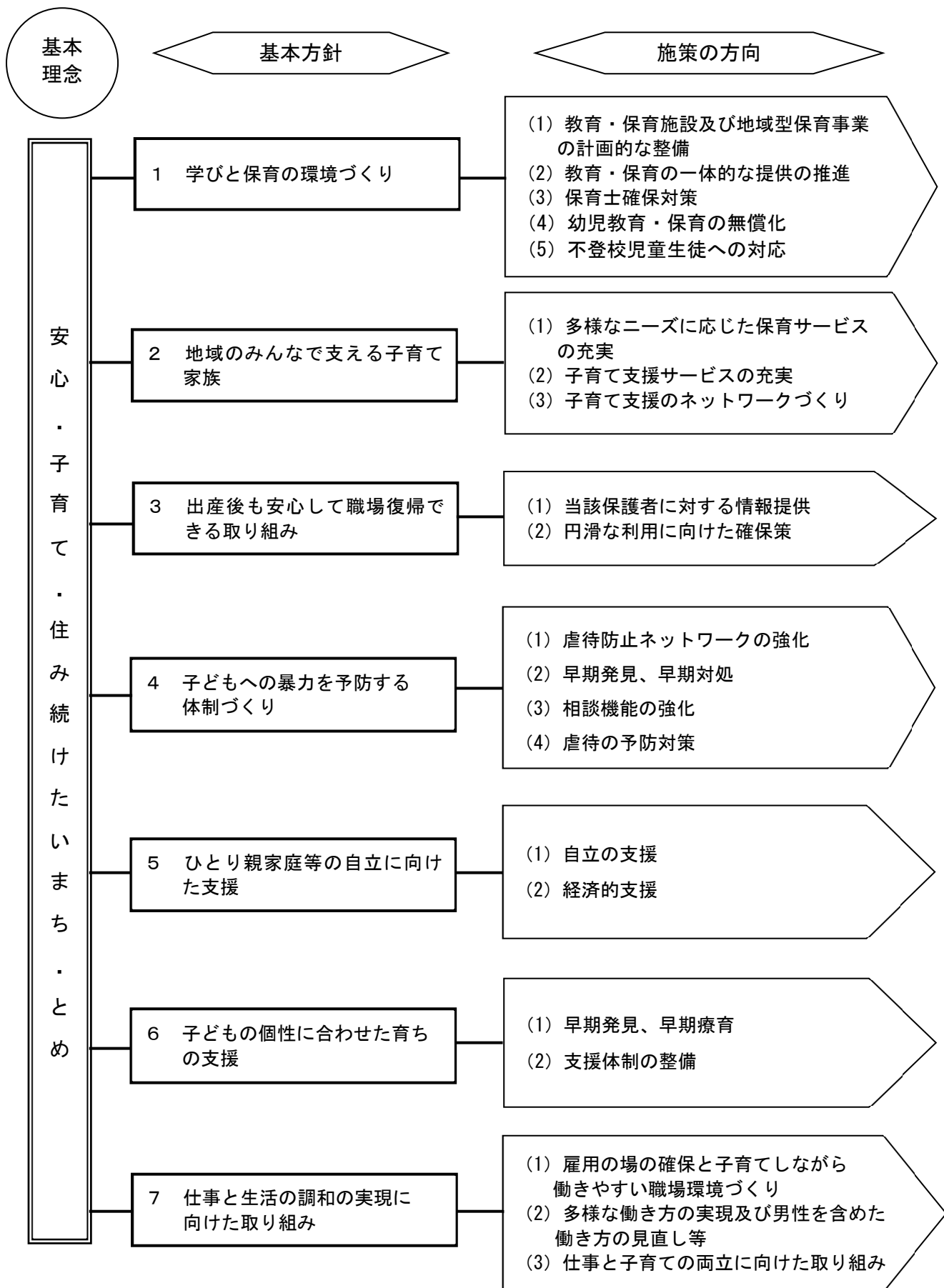
7 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組み

全国的な少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、働く人々の仕事と育児を両立するためのニーズの多様化などを背景に、国では、平成31年4月より、働き方改革関連法の一部が施行され、「働き方改革」は企業にとっても重要な経営課題の一つとして認知されてきています。

本市においても、国で進める働き方改革を推進し、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保などを企業に促します。

特に、子どもを持つ女性が働き続けることができるよう、男性の育児休業の取得促進や、家事・育児への参画を進めるとともに、企業に対して長時間労働等の見直しを働きかけ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現を目指します。

3 施策の体系



具体的な事業等

1 学びと保育の環境づくり

- ◎ 保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育、家庭的保育
- ◎ 教育・保育の一体的な提供及び推進に関する事業
- ◎ 保育士宿舎借り上げ支援事業、保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業
- ◎ 幼児教育・保育の無償化
- ◎ スクールカウンセラー等による相談対応、けやき教室、子どもの心のケアハウス事業

2 地域のみんで支える子育て家族

- ◎ 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ◎ 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ、妊婦健康診査、多様な主体の参入促進事業、食育推進事業、給食巡回指導
- ◎ 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

3 出産後も安心して職場復帰できる取り組み

- ◎ 広報等の充実・周知の徹底、医療施設との情報共有
- ◎ 企業内保育施設の充実、個別相談の拡充

4 子どもへの暴力を予防する体制づくり

- ◎ 要保護児童対策地域協議会を中心とした虐待防止ネットワークの強化
- ◎ 新生児訪問や乳幼児健診を活用した早期対処、臨床心理士による相談機会の充実
- ◎ 保健・医療・福祉・学校等との情報共有と連携強化、メンタル専門相談機会の周知、家庭児童相談員の配置、担当者の相談技術向上や要保護児童等支援スーパーバイズ事業
- ◎ 母子が気軽に集える「こんにちは赤ちゃんサロン」、妊婦を対象とした「わくわくマタニティサロン」、新生児訪問・乳幼児健診等での個別相談及び指導の実施

5 ひとり親家庭等の自立に向けた支援

- ◎ 高等職業訓練促進給付金の支給、自立支援教育訓練給付金の支給
- ◎ 家庭児童相談員の配置（再掲）
- ◎ 民生委員・児童委員の活動を通じたひとり親家庭の状況把握
- ◎ 児童扶養手当、母子・父子家庭医療費助成
- ◎ 母子家庭支援施設、助産施設への入所

6 子どもへの個性に合わせた育ちの支援

- ◎ 乳幼児健診における発達・発育の確認、疾病や障がいの早期発見、保健師・保育士等の参加による母子保健研修会の開催
- ◎ 保育所等訪問支援を通じた関係機関との連携強化、適切な情報提供による障がいのある子どもと保護者への支援、アレルギー疾患への対応、障がい児療育事業

7 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組み

- ◎ 企業誘致、ビジネス商談会の開催、中小企業等人材確保支援事業
- ◎ 企業等への働き方改革の推進と意識啓発、ワーク・ライフ・バランスの推進
- ◎ 保育サービスや放課後児童クラブの充実

4 教育・保育提供区域の設定

利用を希望する教育・保育施設は、保護者の居住エリアや勤務地の異動、交通事情及び保護者の希望などにより変遷するものでもあり、市内の人口分布や勤務地等を勘案すると、旧町域（又は中学校区域）等での教育・保育の提供区域⁽¹⁷⁾を明確に設定できない現状です。

市内における移動方法は車が主であり、市中心部より30分前後で周辺部への移動が可能なこと及び利用者の通勤圏への経路等を考慮し、市全域を一つの教育・保育提供区域として推進することにより、利用者の選択範囲が広がるとともに事業者が新規参入しやすい状況となり必要量に見合った施設・事業が確保され市民へのサービス向上が期待できるものと考えます。

教育・保育提供区域に定める必要利用定員数は、今後の施設・事業の整備量指標となるものであり、市内の人口分布及び現在の施設・事業の継続及び統廃合を考慮して「確保方策」を設定する必要がありますが、市全域を細分化して「量の見込み」「確保方策」を設定することは、効率的な計画推進を阻害する要因となることが懸念されます。

以上のような状況を勘案し、市全域を一つの教育・保育提供区域と設定するものです。

なお、教育・保育提供区域は、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域として設定しますが、新たな「確保方策」を実施する場所等については、既存の施設・事業の実施場所等を考慮し推進するものです。

第4章 基本方針に向けた取り組み

1 学びと保育の環境づくり

(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業の計画的な整備

出生数の減少などにより、市内の小学校就学前児童数は年々減少しているものの、小学校就学前児童数に占める保育需要の割合は年々伸び続け、依然として待機児童が発生しています。

特に、小学校就学前児童数の減少見通しから、施設利用希望も減少していくと想定されるものの、核家族化や女性就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加を背景に、小学校就学前児童の教育・保育ニーズの割合は引き続き高まっていくことが見込まれます。

こうしたことから、第一期計画の計画期間における施設利用実績を踏まえ、施設ごとに均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移や今後の需要見通し、現在の教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定め、民間事業者の参入の促進を図るとともに、全国的に課題となっている保育士不足等に対応した取組を進め、必要利用定員総数に応える教育・保育施設の整備を図ります。

① 教育・保育施設の提供体制【1・2号認定】

(単位：人)

	令和2年度 (2020)			令和3年度 (2021)			令和4年度 (2022)			令和5年度 (2023)			令和6年度 (2024)												
	3-5歳			3-5歳			3-5歳			3-5歳			3-5歳												
	1号 学校教 育のみ	2号 保育の必要性 あり		1号 学校教 育のみ	2号 保育の必要性 あり		1号 学校教 育のみ	2号 保育の必要性 あり		1号 学校教 育のみ	2号 保育の必要性 あり		1号 学校教 育のみ	2号 保育の必要性 あり											
学校教育 の利用		左記 以外	学校教育 の利用		左記 以外	学校教育 の利用		左記 以外	学校教育 の利用		左記 以外	学校教育 の利用		左記 以外											
①量の見込み	301	1,202	249	1,161	214	1,118	186	1,077	160	1,042	※	179	1,023	※	163	998	※	141	977	※	119	958	※	104	938
②確保方策	480	1,021	412	996	355	975	305	956	264	936															
特定教育・ 保育施設																									
認可外保育 施設		2		2		2		2		2		2		2		2		2		2		2		2	
②-①	179	▲179	163	▲163	141	▲141	119	▲119	104	▲104															

【備考】

※は保育の必要性のある児童のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用し、当面実際上の過不足は発生しない。

① 量の見込みは、必要利用定員総数。

② 確保方策の特定教育・保育施設は、確認を受け給付対象となる施設（認定子ども園・幼稚園・保育所）。確認を受けない幼稚園等は、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園等。認可外保育施設は、市が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設及び企業主導型保育施設。

② 教育・保育施設及び地域型保育事業の提供体制【3号認定】

(単位：人)

	令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)		
	3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		3号 保育の必要性あり		
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み(必要 利用定員総数)	154	712	154	694	153	683	150	674	149	666	
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	105	543	119	537	118	526	115	517	114	509
	特定地域型 保育事業	45	155	33	153	33	153	33	153	33	153
	認可外保育 施設等	4	14	2	4	2	4	2	4	2	4
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
保育利用率	37.29%	76.56%	38.21%	81.36%	38.83%	82.59%	39.27%	83.42%	39.95%	84.63%	

【備考】

※保育利用率の考え方：満3歳未満の子どもの数全体に占める3号認定の区分ごとの利用定員数の割合。

(2) 教育・保育の一体的な提供の推進

① 市の現状と方向性

本市では、第一期計画に基づき、小規模保育事業所⁽¹⁸⁾等の開設や計画的な認定こども園の整備を推進し、保育の受け皿確保に努め、教育・保育施設は令和元年度までに新たに開設した認定こども園6施設を含む45施設となりました。

しかし、保育施設にあっては、依然として待機児童が発生している一方、幼稚園では入園者が定員に満たない状況が続いています。

こうした状況の下、ニーズ調査結果や保護者等の意見を総括すると、小学校就学前児童数に占める教育・保育ニーズの割合は高く、この傾向は今後も続くことが見込まれます。

また、認定こども園の開設により、認定こども園に対する保護者の理解が進み、教育と保育を一体的に提供する認定こども園を希望する保護者が増えている状況にあることから、保護者の就労状況に関わらず、小学校就学前の子どもに対して教育と保育を総合的、一体的に提供するため、引き続き認定こども園の設置を推進します。

② 教育・保育の一体的な提供の推進

教育・保育の一体的な提供の推進にあたっては、民間の設置者との協議・協力を図りつつ、「教育・保育的な観点」、「子どもの育ちの観点」を適切に捉え、子どもの健やかな成長を目指し、教育・保育機能の充実(ソフト的整備)と施設整備(ハード的整備)を総合的に考慮した環境整備を推進します。

【教育・保育機能の充実】

本市で推進する幼保連携型認定こども園⁽¹⁹⁾等については、国の「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に準拠した「(仮称)登米市教育・保育共通カリキュラム」による運営や市内の市立・私立幼稚園教諭と保育士の合同研修の実施など、既に開設した認定こども園との情報共有を図り、教育・保育の一体的な推進に向けた相互理解を深めます。

また、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設けるなど、地域に開かれた子育て支援施設としての機能充実に努めます。

【施設整備】

認定こども園の設置にあたっては、対象児童の減少などに対応した安定的な運営を考慮して、地域の私立保育所(園)・幼稚園の存続を優先し、登米市市立幼稚園・保育所再編方針に基づく既存公立施設の整理を図りながら、幼保連携型認定こども園の整備を進めます。

また、公有地又は公共施設を活用した認定こども園については、民設民営による設置・運営を進めることとします。

なお、保育所(園)、幼稚園の経営移譲及び民設認定こども園の検討を行う際は、利用している児童の保護者、地域住民への説明会等の開催及び民間経営主体との意見交換を十分に行い、施設環境の充実と安定的な運営ができる仕組みの構築を図ります。

(3) 保育士確保対策

全国的な保育士不足を受け、本市においても保育士確保は喫緊の課題となっており、保育の受け入れ枠に大きな影響を及ぼしています。

こうしたことから、本市においては、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り質の高い教育・保育を安定的に提供していくため、国の制度に基づく保育士の処遇改善に取り組むとともに、保育士の就業継続及び離職防止を図ることを目的とした「保育士宿舍借り上げ支援事業」や「保育体制強化事業」、「保育補助者雇上強化事業」等に取り組む、保育士が働きやすい環境整備を行います。

(4) 幼児教育・保育の無償化

令和元年(2019)5月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が公布され、同年10月から幼児教育・保育の無償化を実施しました。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもと、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの利用料を無償化し、また幼稚園の預かり保育や認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等を利用する住民税非課税世帯の子どもについても、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合は、上限額の範囲内で利用料を無償化しています。

幼児教育・保育の無償化を通じて、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的負担軽減を図ります。

(5) 不登校児童生徒への対応

本市における不登校児童生徒への支援については、登米市教育振興基本計画に位置付け、スクールカウンセラー等による相談対応やけやき教室の運営、子どもの心のケアハウス事業など不登校児童生徒の居場所の確保に取り組んでおり、今後も関係機関と連携し社会的自立への支援に努めます。

2 地域のみんなで支える子育て家族

(1) 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

① 一時預かり事業

幼稚園等において、保育所と同等の時間・期間の保育を実施する「預かり保育」と、保育所等において、冠婚葬祭、保護者の疾病等の社会的事由又は育児疲れの解消等の私的理由により、一時的な保育を行う「一時預かり」を行うものです。

ア) 幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【現在の状況】

預かり保育事業については、全ての幼稚園と認定こども園（1号）で実施しており、公立幼稚園では、夏休み等長期休暇及び土曜日に保育を行う保育所型預かり保育について3園で実施しています。保育事業を利用しながら幼稚園教育を受けさせたいとする保護者ニーズの高まりから、幼稚園在園児に占める預かり保育利用児童は増えている状況にあります。今後は幼稚園利用希望の減少に伴い利用者数も減少に向かうと推測されますが、利用割合は増えていくと想定されます。

【今後の方向性】

幼稚園在園児に占める預かり保育ニーズを満たしつつ、認定こども園の1号認定部分の適切な定員設定を行い、保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービス提供のため、預かり保育の充実を図ります。

《事業量の見込み・確保方策》

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
事業量	保育の必要性なし	83人	60人	58人	52人	49人
	保育の必要性あり	179人	163人	141人	119人	104人
確保方策	預かり保育事業 (在園児対象)	17か所	18か所	18か所	18か所	18か所

イ) 保育所等における一時預かり

【現在の状況】

保育所等で実施している一時預かり事業について、ニーズ調査結果では、不定期の教育・保育事業の利用について「利用していない」と答えた保護者が89.3%である一方、今後の利用意向については、36.2%が「利用したい」と答えており、子育て中の保護者の突発的な事情に対応できる環境が求められています。

事業実施のための保育士が確保できないことから、事業実施施設の確保が難しい状況にあります。

【今後の方向性】

保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービス提供のため、事業実施に必要な保育士確保を図りつつ、受入施設の確保に努め、一時預かり事業の充実を図ります。

《事業量の見込み・確保方策》

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
事業量	48人	45人	41人	37人	34人
確保方策 (保育所等)	48人 5か所	45人 5か所	41人 5か所	37人 5か所	34人 5か所

② ファミリー・サポート・センター事業

子育ての手助けを受けたい方（利用会員）と子育てをお手伝いしたい方（協力会員）がそれぞれ会員登録し、相互の信頼関係の下に子どもを預けたり、預かったりする地域ぐるみの子育て支援を有料で行う事業です。

なお、利用会員は、市内に居住又は勤務している、概ね2か月児から小学生の子どもを持つ方で、協力会員は、市内に居住し保育士等の資格を有するか、市主催の講習会を受講した20歳以上の方が対象となります。

【現在の状況】

協力会員となるための講習会開催や、市ホームページ、パンフレット、広報等を活用して事業内容の周知を行っていますが、協力会員の確保が困難な状況が続いています。

子育て経験のある協力会員を確保し、利用会員が利用しやすい事業展開を図ることが求められています。

【今後の方向性】

保育ニーズの多様化に応えるため、病児・病後児保育等への対応ができるよう有資格者の確保を図るとともに、各種研修会を開催しながら、協力会員の確保に努め、安心して子育てができる環境を整備します。特に、入園式や入学式、PTA総会等の保護者が集まる様々な機会を捉えながら、事業について市民への周知を図るとともに、利用会員が気軽に利用できるよう運用方法について検討します。

《事業量の見込み・確保方策》

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
事業量 (延べ人数)	150人	150人	150人	150人	150人
確保方策 (各種研修会、広報掲載、 ホームページの充実等)	5回 協力会員:72人	5回 協力会員:73人	5回 協力会員:73人	5回 協力会員:74人	5回 協力会員:75人

③ 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長需要に対応するため、延長保育を実施するものです。

【現在の状況】

本市では、17か所で国の基準（11時間）を超えて延長保育を実施していますが、利用希望は増加傾向にあり、実施施設にあっては、保育士の確保が課題となっています。

【今後の方向性】

小学校就学前児童の減少見通しから、利用希望者数も減少が見込まれるものの、施設利用者に占める利用希望割合は高まっていくと想定されるため、民間施設への保育士確保支援を継続していきます。

《事業量の見込み・確保方策》

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
事業量	436人	426人	419人	412人	405人
確保方策 (保育所・幼稚園・認定子ども園)	20か所	20か所	19か所	18か所	17か所

④ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復期にある子ども又は保育所等に入所している子どもが体調不良となった際に、病院等の医療機関や保育施設等で一時的に預かるものです。

【現在の状況】

第一期計画期間中は、平成30年度（2018）から保育所等に入所している児童を対象とした体調不良児対応型病児保育事業を開始しており、現在2施設で実施しています。

ニーズ調査結果では、子どもが病気やケガで平日の教育・保育事業が利用できなかったことがあったと答えた保護者の割合は67.7%で、そのうち、その際の対応について「母親が休んだ」が85.9%に達しています。また、病児・病後児保育施設等があれば利用したいと答えた割合は43.1%で、前回調査時よりも10.5ポイント上昇しています。

核家族化や共働き世帯の増加を背景に、病児・病後児保育事業の実施を求める声は多くなっています。

【今後の方向性】

体調不良児対応型病児保育事業に取り組むとともに、入所児童以外にも広く利用できる病児・病後児保育施設について、医療機関に併設した施設での開設など、利用者が安心して利用できる施設の開設に向け検討を行います。

《事業量の見込み・確保方策》

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
事業量 (延べ人数)	2,222人	2,118人	2,034人	1,958人	1,892人
確保方策 (ファミリー・サポート・ センター事業、保育所等)	2,222人	2,118人	2,034人	1,958人	1,892人

⑤ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して市が定める基準に基づき、特定教育・保育⁽²⁰⁾等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や、特定教育・保育に係る行事への参加等に要する費用の全部又は一部を助成するものです。

第一期計画策定に係るニーズ調査結果では、経済的な理由で教育・保育事業を利用できないと回答した保護者の割合は1.5%であり、教育・保育事業を利用できるよう支援の在り方を検討してきたところです。

また、今回実施したニーズ調査結果では、経済的な理由で教育・保育事業を利用できないと回答した保護者の割合は前回調査時から0.3ポイント減少し1.2%となっており、低所得世帯に対する支援策の在り方と本事業の効果を検証し、実施の検討を行います。

(2) 子育て支援サービスの充実

① 利用者支援事業

子どもやその保護者等又は出産予定の方が、教育・保育施設（認定こども園・保育所・幼稚園）や地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育⁽²¹⁾等）及び地域子ども・子育て支援事業（一時預かり、放課後児童クラブ等）の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう子育て支援センター、認定こども園、保育所（園）、幼稚園及び児童館等の身近な実施場所において利用に関する情報収集と提供を行い、必要に応じて適切な相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を行うものです。

引き続き各子育て支援センターにおいて、情報収集と提供、相談・助言等を行っていきます。

② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他援助を行う事業を実施するものです。

地域の子育て支援の拠点となる子育て支援センターは、市内全町域に設置しており、子育てに関する相談機能のみならず、子育てサポーターや子育ての各種サークル、ボランティアの活動拠点となっています。

【現在の状況】

本市では、公立の子育て支援センター7か所と私立4か所合わせて11か所を開設し、事業実施しています。このうち、開設した認定こども園に移行しての事業実施等、在園児との交流ができる施設も増えつつあります。

また、利用ニーズについては、在宅における子育て家庭が減少する中、利用割合、利用者数は増加しています。

【今後の方向性】

今後は、就学前児童数の減少と保育の受け皿整備の進展などにより、在宅における子育て家庭の減少から、利用対象者は減少していくものと推測されますが、就学前児童数に占める利用割合や利用回数は今後も増加していくことが見込まれます。

こうしたことから、在宅での子育て支援や多様化する保育需要の利用支援に対応するため、同年齢の子どもたちが通う認定こども園等での事業実施の推進や、妊産婦の交流促進等、身近で気軽に集うことができるよう配慮し子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりを進め、事業の充実を図ります。

《事業量の見込み・確保方策》

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
事業量 (延べ人数)	21,868人	20,661人	18,738人	17,456人	15,684人
確保方策 (子育て支援センター)	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所

③ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労などにより昼間は家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図るものです。

【現在の状況】

平成31年4月現在、公立15か所と民間5か所合わせて20か所の放課後児童クラブを開設し、小学1年生から6年生までの児童を対象として事業を実施しています。実施場所は、児童館や小学校の余裕教室、保健センター等の施設を活用しています。

ニーズ調査結果では、小学生の利用状況は38.9%であり、また現在未利用で今後利用したいとしている保護者の割合も4.3%となっております。さらに未就学児の小学校就学後の放課後の過ごし方についても、放課後児童クラブを希望する保護者の割合は53.5%となっております。

こうしたことから、核家族化や共働き世帯の増加を背景として登録児童数も増加傾向にあり、児童数の多い小学校区によっては定員超過により、待機児童が発生している児童クラブもあります。

【今後の方向性】

公立の放課後児童クラブについては、小学校の再編を見据えながら利用児童の利便性を考慮し、小学校の余裕教室や近隣施設での開設と支援員の確保に努めるとともに、児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、定期的な開催する放課後子ども教室⁽²²⁾との一体的な実施を推進します。

また、民間の児童クラブについては、民間ならではの特徴を活かした未就学児との交流や広域的な児童の受入れなどにより、多様な保護者ニーズに対応するとともに、待機児童の解消についてもその一端を担っていることから、引き続き施設整備や運営費等の補助支援を行います。

※**一体的な実施** 放課後児童クラブと放課後子ども教室が同一の小学校内又は隣接場所等にあり、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるものをいう。

《事業量の見込み・確保方策》

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
① 事業量	低学年	875人	884人	884人	842人	812人
	高学年	361人	357人	379人	394人	396人
② 確保方策 (児童館・児童クラブ室等)		1,236人	1,241人	1,263人	1,236人	1,208人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

④ 妊婦健康診査

妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援をすることが重要であり、妊産婦に対する不安や悩みを傾聴し相談支援を行うとともに、育児や生活上の困りごとなどを軽減すること、併せて母親同士の仲間づくりを促し、家庭や地域での孤立感を軽減し、安心して妊娠期を過ごし育児に望むことができるよう、妊婦健康診査をはじめ、母子保健関連施策等を推進するものです。

【現在の状況】

妊娠届出時に個別に健康相談を行い、検診等の各種母子保健サービスの情報提供を行っているほか、妊婦健康診査受診票（助成券・14回分）を交付しています。平成30年度（2018）からは、多胎妊婦に対し6回分の助成券を追加交付しており、平成30年度（2018）実績では、平均受診回数は11.9回となっています。

また、妊娠中の生活を安心して過ごすとともに、出産後の育児を母子ともに心身とも健康で育てることができるよう、妊婦を対象とした「わくわくマタニティ（妊婦）サロン（教室）」や、妊産婦及び乳児を対象とした「こんにちは赤ちゃんサロン」を開催し、妊娠期からの正しい知識の習得や、個別相談及び母親同士の交流の機会を通し育児不安の軽減を図っています。

【今後の方向性】

今後も妊娠初期から妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援を行い、安心して妊娠・出産・子育てのできる環境を整え、妊娠期からの一貫した健康管理を行えるよう支援の充実を図ります。

《事業量の見込み・確保方策》

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
事業量 (妊婦推計・受診回数(延べ))	413人 4,914回	403人 4,795回	394人 4,688回	382人 4,545回	373人 4,438回
確保方策	413人 4,914回	403人 4,795回	394人 4,688回	382人 4,545回	373人 4,438回

⑤ 多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するものです。

【現在の状況】

既に施設を開設した事業者に対するフォローを行うとともに、認定こども園等の整備を行う事業者に対して、事業開始前における事業運営や各種手続きに関する相談・助言等の支援を行っています。

さらに、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者の支援も行っています。

【今後の方向性】

引き続き認定こども園をはじめ、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者の支援に努めます。

⑥ 食育の推進

食育は、様々な経験を通じて「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むものです。

近年、核家族化などにより、子どもの「食」を取り巻く環境は大きく変化し、栄養の偏りや朝食の欠食、幼児期における肥満の増加など、子どもの発育・発達に重要な食に対する問題は多様化し、生活習慣病の発症など将来にわたり健康への影響が懸念されています。

【現在の状況】

ニーズ調査結果では、子育てに関し日常悩んでいる内容について、「子どもの食事や栄養に関すること」と答えた保護者の割合は39.5%で最も高い結果となり、食育についての関心の高さがうかがえます。

今、食育が注目される背景には、近年「食」に関連した様々な課題の浮上があります。その課題としては、主に栄養の偏りや不規則な食事による肥満やそれらが原因と考えられる生活習慣病の増加などがあります。

【今後の方向性】

本市では、「食べる力」の育成に向けその基礎を培うため、就学前児童に対し各発達段階に応じた食育の推進に取り組んできましたが、今後もなおこうした取組を継続します。

特に、各保育施設において野菜等の栽培を推進し、その収穫体験や調理に子どもが直接携わるなどの取組を通じ、収穫の喜びや食材に対する理解を育むとともに、共食の楽しさ、食への感謝の気持ちを醸成します。

また、保護者に対しては、食育だよりを活用した情報提供、離乳食や子どもの肥満等をはじめとした食事相談や食育教室を開催するとともに、公立施設を対象とした食育会議や栄養士による給食巡回指導を通じ、幼稚園教諭や保育士、調理士との課題整理や情報共有を図るなど、食育の推進に努めます。

(3) 子育て支援のネットワークづくり

① 乳児家庭全戸訪問事業

乳幼児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会となり、育児の孤立化を防ぐことや、育児不安の軽減を目指すものです。乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みに寄り添うとともに、子育て支援に関する情報提供など、親子の心身の状況や養育環境等を把握し、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供を行うなどの支援を実施するものです。

【現在の状況】

出生数の低下に伴い訪問数は減少していますが、出生数に対する実施率は高く 98% となっています。また、専門職による新生児訪問も本事業と兼ねて実施しています。

なお、実施にあたっては新生児期（出生から 28 日以内）での訪問を目指していますが、里帰り出産等の場合はそれ以降になることがあります。また未熟児等で母のみが先に退院した場合や児に疾患がある場合、医療機関からの情報提供がある場合等は保健師と助産師が合同で訪問し、継続的な支援を実施しています。

さらに、各行政区の保健活動推進員による「子育て応援訪問」を実施しており、平成 30 年度の実施率は 76.4% です。この訪問は地区住民との出会いの機会にもなっており、地域での孤立防止と見守り体制の強化にもつながっています。

【今後の方向性】

できるだけ産後早期の訪問を目指し、継続支援が必要なケースには各専門分野が協力・連携して支援を行うとともに、子育て応援訪問も含めた訪問を継続していきます。

《事業量の見込み・確保方策》

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
事業量	413人	403人	394人	382人	373人
確保方策 (保健師・助産師による訪問)	413人	403人	394人	382人	373人

② 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもが安全・安心な環境で育つことができるよう、保護者の育児、家事等における養育能力を向上させるために、母親の妊娠・出産・育児期をはじめ、子どもの少年期までに適切な養育を支援するものです。

【現在の状況】

本市では、養育支援訪問事業(乳幼児家庭全戸訪問事業による訪問後も定期的な訪問、養育支援が必要な子ども)、特定妊婦(出産後の養育について出産前において特に支援が必要と認められる妊婦)に対する支援を保健師、助産師により実施しています。

また、児童福祉法に基づき、登米市要保護児童対策地域協議会(要対協)を設置し、要保護児童等の家庭の把握に努め、養育の必要な児童や家庭に関わる情報は、関係者及び関係機関で情報共有し、連携して支援を実施しています。

平成28年度末93人であった要保護児童数は、平成30年度末では64人と微減の状況にありますが、保護者の養育を支援することが特に必要な要支援児童数は、平成28年には82人であったのに対し、平成30年度末では125人となり増加傾向にあります。

【今後の方向性】

要保護児童対策地域協議会の関係機関を中心に、当該家庭・児童に関する課題を共有し、適切な支援が好機を逃さず引き続き行われるよう連携して対応していきます。

《事業量の見込み・確保方策》

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
事業量	要保護等ケース数	80人	78人	75人	73人	70人
	養育支援訪問数	97人	95人	93人	90人	88人
確保方策		要対協： 代表者会議1回 実務者会議2回 乳幼児健診(集団)： 180回 養育支援訪問：97人	要対協： 代表者会議1回 実務者会議2回 乳幼児健診(集団)： 180回 養育支援訪問：95人	要対協： 代表者会議1回 実務者会議2回 乳幼児健診(集団)： 180回 養育支援訪問：93人	要対協： 代表者会議1回 実務者会議2回 乳幼児健診(集団)： 180回 養育支援訪問：90人	要対協： 代表者会議1回 実務者会議2回 乳幼児健診(集団)： 180回 養育支援訪問：88人

3 出産後も安心して職場復帰できる取り組み

(1) 当該保護者に対する情報提供

保護者が産休・育休明けなどの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するものです。

【現在の状況】

出生手続きの際などに、子育て総合支援事業情報誌「子育てガイド スマイル☆とめっこ」を配付し、情報提供に努めています。

ニーズ調査結果では、育児休業取得後職場復帰した保護者のうち、年度途中で職場復帰した保護者の割合は45.0%であり、年度途中の教育・保育施設の利用に際しての支援が求められています。

【今後の方向性】

引き続き保護者が必要とする情報を必要な場面で適切に提供していきます。

(2) 円滑な利用に向けた確保策

育児休業中の保護者が、最低限育児休業満了時（1歳到達時）からは特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業⁽²³⁾が利用できるような環境整備を図るものです。

【現在の状況】

平成30年度末(2018)現在で、市内には事業所内保育施設3か所(地域型保育1か所、企業主導型⁽²⁴⁾1か所、認可外1か所)、小規模保育事業所12か所が開設しており、育児休業満了時から利用できる受け皿の確保を図っていますが、保育士不足なども影響し、待機児童が発生しています。

【今後の方向性】

今後も認定こども園等をはじめとする施設整備や保育士確保に努め、利用者の要望に応えられるよう教育・保育施設の受け皿の拡大を図ります。

また、必要と思われる事業所に対し事業所内保育施設の設置を働きかけるとともに、必要利用定員総数を見極めながら、受け皿整備を図ります。

4 子どもへの暴力を予防する体制づくり

(1) 虐待防止ネットワークの強化

要保護児童対策地域協議会を中心とした、児童相談所、学校、警察署、医療機関、民生委員・児童委員、行政等が連携して虐待防止ネットワークの強化を図るとともに、広報・啓発活動や関係者の研修等の事業を進め、虐待の事前防止と発生後の早期対応を行うものです。

【現在の状況】

個別ケース検討会議は、平成29年度(2017)68回、平成30年度(2018)50回実施しています。総合支所とは、年2回の「要支援会議」のほか、ケースの状況に応じ、情報共有や支援方針、役割分担を確認しています。

また、児童相談所とは定期的に話し合いを持ち、情報交換や支援の方向性について具体的に検討しています。

なお、関係機関と家族支援及び児童が抱える問題の援助(児童自身に力をつける)に取り組んだことが主訴解消や状況安定に結びついており、児童相談所をはじめ総合支所、教育機関、保育施設等と適宜情報共有を図るほか、必要時はケース検討会議を行うことで役割分担を明確にし、タイムリーな支援につながっています。

【今後の方向性】

関係機関で要保護児童の把握を行い、総合支所単位で支援しているケースの情報交換、役割分担を確認し、対応困難ケースに対しては、関係機関で支援の方法や役割分担を具体的に検討します。

また、子どもの課題が養育者の抱える問題によるなど、子どもを取り巻く環境に起因することが多くみられるため、今後も児童福祉施設入所児童や児童相談所担当ケースの状況を把握するとともに、新規ケース等の情報を関係機関と共有し、問題解決、終結のために見守り体制の整備やネットワークの強化に努め、支援体制の整備に取り組めます。

なお、令和元年12月から通話料が無料化された、家族や子ども達がSOSを出せる連絡先(児童相談所虐待対応ダイヤル189)や、同月新たに開設された児童相談所相談専用ダイヤルの啓発等、今後も関係機関と連携して取り組めます。

(2) 早期発見、早期対処

新生児訪問や妊婦相談、健診事業等の各種事業の場を活用するとともに、保護者への「こころの相談」等の啓発を図り、虐待の早期発見や保護等の早期対処を行うものです。

【現在の状況】

妊娠届出に始まり新生児訪問、各種乳幼児健診等の中で、親の立場に立って支援をしています。乳幼児健診受診率（平成30年度（2018）実績）は、乳児健診で98.9%、1歳6か月児健診は100.4%、3歳児健診は99.6%であり受診者全数において個別相談を実施し、親自身の気持ちの状態について確認をしています。

また、乳児健診時には18.9%の保護者が心理士と直接個別相談も実施しています。妊娠期から親自身が思いを表出する機会を設け、相談ができる場を設定し虐待の早期発見に努めています。平成30年度（2018）は16人を「子どものこころの相談」につなげ、子どもとの関わり方についてアドバイスを実施しています。

【今後の方向性】

今後も虐待の早期発見、早期対処の観点を持ち備え、各種母子保健事業を実施します。

また、個別支援を必要とするケースの多くは、保育施設を利用しており、関係機関として保育施設の果たす役割は大変重要であることから、支援が必要なケースにおいては、関係部署で連携して親子の支援を継続実施します。

特に、日々の母子保健事業の中で、引き続き虐待予防の観点をもちながら事業実施するとともに、母親の心の健康の増進及び育児不安の解消のため、臨床心理士を活用した相談の充実を図ります。

さらに、実際に虐待の発見・対応の最前線にいる保育士等の虐待に対する共通理解を進め、保育士をはじめ、子どもや家庭に関わる専門職の資質の向上に向けた研修を行い、児童虐待に対する理解と対応力の向上につなげていきます。

(3) 相談機能の強化

虐待防止や早期発見のために、保健、医療、福祉、学校の各関係機関や社会福祉協議会等との連携を強化し、問題のある家庭について早期相談体制の構築や担当者の相談技術向上を図るものです。

【現在の状況】

本市の要保護、要支援等の家庭児童相談件数は、年々増加しており、平成30年度では実件数で512件、延べ回数で4,748件となっており、このうち虐待に関する相談が約30%を占めています。

全国的に児童虐待に対する取組とその強化が進められており、本市では、関係機関と協働での事例検討会やカウンセリングの機会を活用し、担当者の相談技術の向上を図るとともに、平成29年度(2018)からは「要保護児童等支援スーパーバイズ事業」(年4回)実施し、講師によるケース検討会議での助言や、ケースのコンサルテーション⁽²⁵⁾を受けるなどの取組を行っています。

【今後の方向性】

今後も引き続き事例検討会やカウンセリングの機会を積極的に活用し、相談者のスキル向上を図るとともに、よりよいケース支援につなげていけるよう相談対応技術の向上に努めるとともに、「要保護児童等支援スーパーバイズ事業」を継続していきます。

また、子育て支援センターにおいては、子育ての悩みを気軽に相談できる育児相談支援を行います。

(4) 虐待の予防対策

家庭の母親の息抜き場として、一時預かり事業等の活用や子育てサークル等への参加を促すとともに、母子が気軽に集える場を提供し仲間づくりを促進するため、子育て支援センターと連携し、「こんにちは赤ちゃんサロン」や「わくわくマタニティサロン」を実施するものです。

また、虐待による児童死亡事例などの検証結果等の報告を基に、事例検討会の実施など、児童虐待死の防止に努めるものです。

【現在の状況】

児童虐待の中には、育児に対する不安などを要因とするケースが多くみられるため、虐待を未然に防止するためには、親の育児不安を解消する取組が必要です。このため、本市においては、母子が気軽に集える場の提供と仲間づくりを進めるため、主に乳児期にある親子を対象とした「こんにちは赤ちゃんサロン」や妊婦を対象とした「わくわくマタニティサロン」を実施しています。「こんにちは赤ちゃんサロン」の平成30年度(2018)の参加実人数は71人で受講率は16.2%となっています。また、「わくわくマタニティサロン」については、平成30年度(2018)の参加実人数は48人で受講率は11.2%となっています。各サロンとも参加者の満足度は高く、仲間づくりの機会となっていますが、まだ受講率は低い状況にあります。

【今後の方向性】

今後も参加者が、各サロンの中で各々の悩みや心配事などの思いを表出できる場を設けていくとともに、母親が孤立した育児にならないよう、夫や祖父母も参加できるような開催日や内容を検討し、受講率向上を図ります。また、民間との協働開催など地域ぐるみで支え合う事業となるよう実施内容を検討し、児童虐待の未然防止に努めます。

また、虐待による児童死亡事例などの検証結果等の報告書を基にした事例検討会を実施するなど、児童虐待死の防止に努めます。

5 ひとり親家庭等の自立に向けた支援

(1) 自立の支援

ひとり親家庭の父母の就職を支援し、生活の負担軽減と自立の促進を図るものです。

【現在の状況】

ひとり親家庭の父母が就業する際に有利で、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金等を支給することにより、養成機関への入学における生活への負担軽減を図っています。

【今後の方向性】

今後もひとり親家庭の父母の主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の生活安定と自立促進が図られるよう努めます。

(2) 経済的支援

ひとり親家庭の生活安定と自立促進、子どもの福祉増進を図るため、児童扶養手当法に基づき児童扶養手当を支給するものです。

また、ひとり親家庭の父母及び子どもに係る自己負担分の医療費を助成し、その健康の保持及び生活の安定を図るものです。

【現在の状況】

児童扶養手当法等に基づき、適正に手当を支給することにより、ひとり親家庭の生活安定と子どもの福祉増進を図っています。

また、ひとり親家庭の父母及び子どもに係る自己負担分の医療費を助成し、その健康の保持と生活の安定に寄与しています。

【今後の方向性】

今後も法令に基づき、適正に処理・支給を行い、ひとり親家庭の生活安定、子どもの福祉増進が図られるよう努めます。

6 子どもの個性に合わせた育ちの支援

(1) 早期発見、早期療育

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進するものです。

また、障がいのある子どもに対して各保育所等における受入れ態勢を整備するほか、子育て支援センター、保育所、幼稚園等が連携してネットワークづくりを進めるとともに、障がい児通所施設等の活用や保護者に対する療育相談等の事業を推進するものです。

【現在の状況】

保育所等訪問支援を実施し、障がいのある子どもが利用する保育所等を訪問することで、集団生活への適応等を支援するとともに、支援者同士でのネットワークづくりを図っています。

平成30年度(2018)の乳幼児健診は、計108回(4～5か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診各36回)実施しており、小児科医師又は内科医師及び歯科医師による診察を実施しています。その中で、精密検査や再検査が必要な児に対しては、医療機関等宛に紹介状を発行しており、早期発見、早期治療につなげています。

また、精神発達面で気になる児の場合は、児童相談所の精密健康診査につなげるほか、本市で実施している「子どものこころの相談」等を活用し、継続支援を実施しています。

【今後の方向性】

今後も保育所等訪問支援を継続し、保育所や幼稚園、小学校等における受入れ態勢や関係機関の連携を強化していきます。

また、紹介状発行後は精密健康診査の受診状況や結果確認を実施し、引き続き親子の継続フォローを実施していきます。

(2) 支援体制の整備

障がいのある子どもの健やかな育成を支援するため、地域の保健、医療、障がい福祉、教育、就労支援等関係機関との連携を構築し強化することで、適切な情報の提供や地域で安心して暮らせる福祉基盤を確保し、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進するものです。

【現在の状況】

「生涯にわたって途切れない支援」のためのシステムづくりを目指し、児童発達支援センターを中心に関係機関と連携しながら、療育が必要な児童・生徒に対して、児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援等適切な支援を実施しています。

【今後の方向性】

「登米市障害児福祉計画」に基づき、幼稚園、小・中学校に在籍する障がいのある幼児、児童・生徒の発達及び学習を支援する特別支援教育の充実を図るとともに、地域の保健、医療、障がい福祉、教育、就労支援等の関係機関とのネットワークを構築し、切れ目のない支援を提供する体制の構築を図ります。

また、支援体制整備のため、支援者の技術向上やスーパーバイズ等のフォローアップ機能の充実を図っていきます。

7 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組み

(1) 雇用の場の確保と子育てしながら働きやすい職場環境づくり

子育て世代が働ける企業の誘致に努め、雇用の場の確保を図るとともに、子育てしながら働いていける職場環境づくりを推進するものです。

【現在の状況】

本市では、空き工場を含めた工業団地への企業誘致活動を積極的に行うとともに、ワーク・ライフ・バランスなどの職場環境の改善に向けた研修会を開催しています。

【今後の方向性】

今後も県の企業誘致関連部署や金融機関との連携強化による企業情報の収集に努め、積極的にトップセールスを行いながら、長沼第二工業団地や登米インター工業団地への企業誘致を促進し、企業立地による雇用創出を図っていきます。

また、市内の既存企業に対し、働きながら育児に取り組みやすい職場を提供するための研修会等の開催を促進するなど、職場環境の改善に向けた支援に努めます。

(2) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

様々な家族形態にも柔軟に対応できる子育てを支援しながら、子育てに関する相談や情報提供等の子育て環境の整備と、多様化する子育てニーズに対応するため、地域住民の自主的活動も含めた子育て支援体制の充実を図るものです。

また、男性の育児休業の取得促進や家事・育児への参画を進めるとともに、企業に対して長時間労働などの見直しの促進やワーク・ライフ・バランスを実現するための取組を推進するものです。

【現在の状況】

ニーズ調査結果では、母親の就労している割合（育児休業中を含む）は、就学前児童・小学生の保護者ともに、8割以上を占めています。特に就学前児童では82.2%と前回調査時よりも16.1ポイント増加している状況にあります。

一方で、父親が育児休業を取得した小学校就学前児童の保護者の割合は、前回調査時から0.6ポイント増加したものの、1.6%に止まっている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、本市では子育て総合支援事業情報誌「子育てガイド スマイル☆とめっこ」を活用した情報提供に努めるとともに、各総合支所での相談支援など、身近に利用できる体制を構築しています。

男性の育児休業の取得促進や長時間労働の見直しに関しては、職場において、ワーク・ライフ・バランスの取組の浸透・定着と、適切な業務管理や従業員の管理等を率先して実践する管理職の育成を行うため、男性の従業員や部下の育児参加に理解を示す上司の育成研修を行っています。

また、男性の家事・育児への参画を進めるため、宮城県との共催により「男性にとっての男女共同参画地域推進事業」を開催し、男女共同参画に対する男性の理解の促進や意識啓発を行ったところです。

【今後の方向性】

近年、全国的な少子化に伴う生産年齢人口の減少や、働く方の仕事と育児の両立などの課題に直面しており、働く方のニーズは多様化しています。

こうした中、国では、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進しています。

本市においても、国で進める働き方改革を推進し、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を企業に促します。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進にあたっては、ワーク・ライフ・バランスセミナー等の開催を通じ、経営者層の意識改革につながるよう、庁内及び関係機関と連携して取り組むとともに、職場においてワーク・ライフ・バランスを推進するキーパーソンの育成に取り組みます。

さらに、産後休業、育児休業後の職場復帰や再就職などに向け、子育て世代の保護者が子育てに必要とする情報のタイムリーな提供に努め、子育て支援体制の充実に向け取り組みます。

(3) 仕事と子育ての両立に向けた取り組み

仕事と子育ての両立支援のため、保育の受け皿確保に向けた保育士等の確保対策に取り組み、保育サービス及び放課後児童クラブの充実に努めるものです。

【現在の状況】

核家族化や女性就業率の上昇に伴い、共働き世帯が増加している状況にあります。

こうしたことを踏まえ、本市においては、保育の受け皿を確保するため、保育士等の確保に取り組み、国の制度に基づく保育士の処遇改善に取り組むとともに、保育士の就業継続と離職防止を図ることを目的とした保育士宿舍借り上げ支援事業や保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業等を実施しています。

【今後の方向性】

今後も引き続き保育士確保策に取り組み、保育士の処遇改善や保育士宿舍借り上げ支援事業や保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業等の実施を通じ保育の受け皿を確保し、仕事と子育ての両立を支援していきます。

第5章 計画の推進

1 推進体制

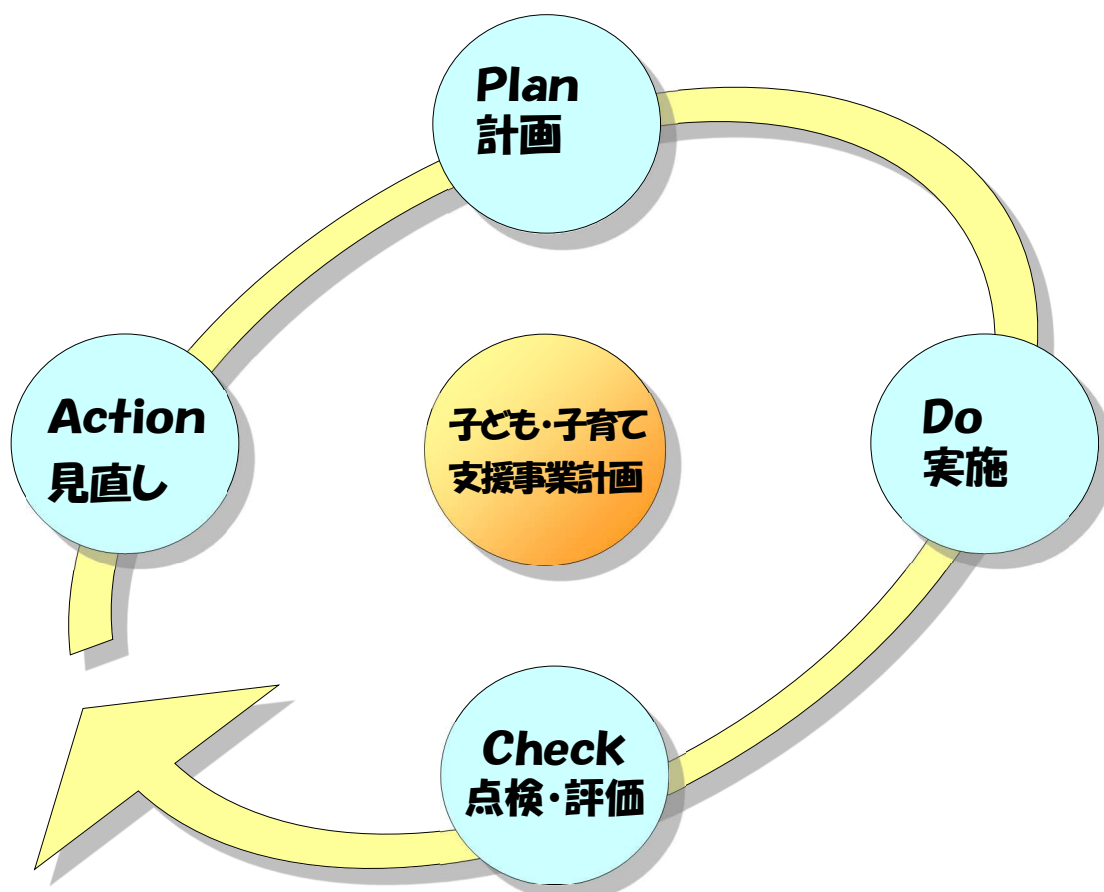
計画策定に携わる行政関係部署を中心に、幼児期の教育・保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行い、計画の着実な実施や推進を図ります。

また、家庭・地域・事業者・行政等それぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、社会全体、地域ぐるみで、子ども・子育て支援の環境向上や環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

2 計画の達成状況の点検及び評価

計画の推進にあたっては、施策の実施状況や実施に係る費用の使途実績等について各年度において点検、評価を実施します。評価は、子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援に関わる関係者の意見も参考にしながら実施し、点検、評価の結果はホームページ等で公表します。また、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には計画の見直しを必要に応じて行います。

計画の見直しの手順イメージ（計画→実施→評価→見直し）



資料編

● 用語解説

No	用語	説明
(1)	認定こども園	教育・保育の一体的提供施設（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）で、幼保連携型認定こども園は、認定こども園法の改正により「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」と位置付けられた。
(2)	子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」・「就学前の子どもに関する教育・保育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正する法律」（改正認定こども園法）・「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」
(3)	子育て安心プラン	待機児童解消に必要な保育の受け皿の拡大、「保育人材確保」、保護者への「寄り添う支援」の普及促進、保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」、持続可能な保育制度の確立、保育と連携した「働き方改革」の6つを支援パッケージとする国のプラン
(4)	地域子ども・子育て支援事業	市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業（一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、延長保育事業等）
(5)	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査	幼児期の学校教育や保育、子育て支援などに関するニーズを把握するため実施したアンケート調査（就学前児童がいる保護者及び小学生がいる保護者までを地域毎に無作為に抽出）
(6)	合計特殊出生率	15～49歳の女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率と同じ確率で出産とした場合に、一生の間に生むと想定される子どもの数に相当する。なお、将来的に、人口が増えも減りもしない状態を維持するために必要な合計特殊出生率の水準を「人口の置換水準」といい、日本では1974年以降、合計特殊出生率が「人口の置換水準」である2.07前後を下回り続けている。 なお、年齢別出生率とは、ある年齢の女性が平均的に生む子どもの数の割合で、女子人口に対する出生数の割合を指している。
(7)	乳児死亡	生後4週以上1年未満の死亡
(8)	新生児死亡	生後1週以上4週未満の死亡
(9)	周産期死亡	妊娠満22週以後の後期死亡と生後1週未満の早期新生児死亡をあわせたもの

No	用語	説明
(10)	労働力率	労働力人口は、就業者及び失業者の合計で、働く意欲のない学生や家庭の主婦などを除いた働くことができる人の人数。労働力率は総人口に占める労働力人口の割合
(11)	夜間人口	国勢調査では、就業状況について常住地（夜間人口）と従業地（昼間人口）ごとにそれぞれ統計を出している。
(12)	事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施するもの
(13)	認可外保育施設	児童福祉法上の保育所に該当しない保育施設。認可外保育所・認可外保育施設、無認可保育所等と呼ばれ、設置には児童福祉法による届出が必要とされる施設
(14)	1号・2号・3号認定	子ども・子育て支援法19条に規定する就学前児童の認定区分 「1号認定」…満3歳以上で保育の必要のない児童 「2号認定」…満3歳以上で保育の必要な児童 「3号認定」…満3歳未満で保育の必要な児童
(15)	地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育のこと。児童福祉法において児童福祉施設として位置づけられている認可保育所とは法令上位置づけが異なり、様々な場所で展開される事業
(16)	認可保育所	児童福祉法に基づき都道府県等が設置を認可した施設。認可に際しては、児童福祉施設最低基準を満たす必要がある。
(17)	教育・保育の提供区域	子ども・子育て支援事業計画で、「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を設定し、事業の推進を図るもの
(18)	小規模保育事業所	利用定員6人以上19人以下で0～2歳児の保育を行う事業
(19)	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる。
(20)	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認した「教育・保育施設」をいう。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
(21)	家庭的保育事業	家庭的な雰囲気の下で少人数を対象にきめ細やかな保育を実施するもの。1人～5人までで家庭的保育者の居宅等で実施

No	用語	説明
(22)	放課後子ども教室	放課後に小学校等の余裕教室を利用して、子どもたちの安全・安心な活動の場を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や交流活動の機会を提供するもの
(23)	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給対象事業を行う者として確認した事業者が行う「地域型保育事業」をいう。
(24)	企業主導型保育事業	平成28年度に内閣府が開始した企業向けに助成する制度で、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や地域の企業が共同で設置・利用する保育施設
(25)	コンサルテーション	専門性が異なる複数の者が、支援対象である親子の状況について検討し、より良い支援のあり方について話し合い、良い方向に向けるため支援すること。

子ども・子育て支援新制度 利用フロー図

平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度では、受けられる子育て支援の内容が家庭の状況によって異なります。どのような支援を受けることができるのか確認してみましょう。

あなたはどのタイプ？

Aタイプ：父母がフルタイムで働いている

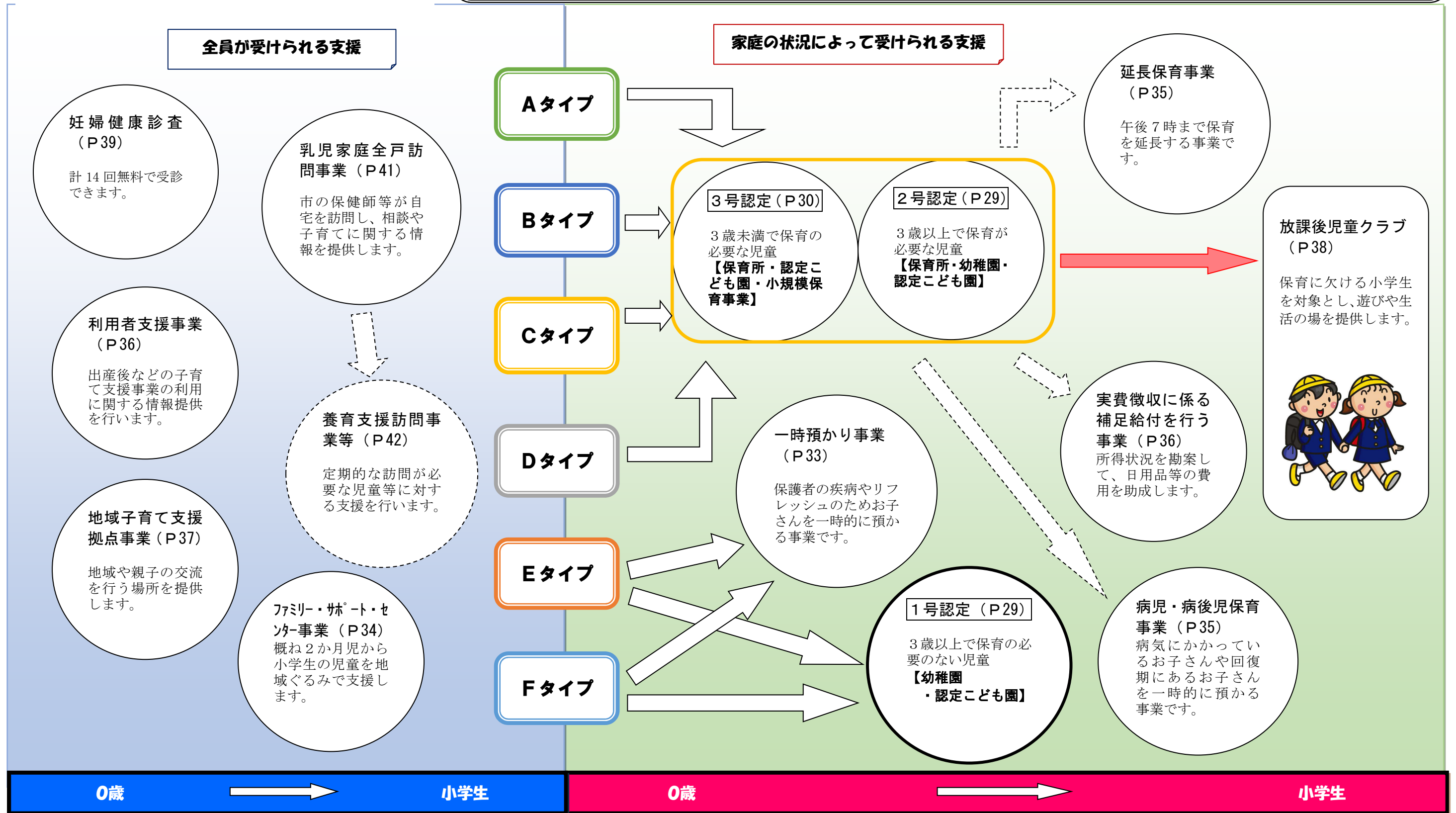
Bタイプ：ひとり親家庭

Cタイプ：父（母）がフルタイム、母（父）がパートタイムで働いている

Dタイプ：父母ともパートタイムで働いている

Eタイプ：父母のどちらかが働いていない（専業主婦（夫））

Fタイプ：父母とも働いていない



● 登米市子ども・子育て会議委員名簿

登米市子ども・子育て会議委員名簿

No	委員区分	所属等	氏名	備考
1	学識経験のある者	宮城学院女子大学非常勤講師	鹿野 良子	会長
2	学識経験のある者	登米市障害児就学指導委員会委員長	芳賀 正光	副会長
3	子どもの保護者	豊里保育園保護者会	田邊 武	
4	子どもの保護者	杉の子保育所保護者会	高橋 慶之	
5	子どもの保護者	米山東幼稚園保護者会	常永 秀晃	
6	子どもの保護者	南方子育て支援センター利用の保護者	星 あかね	
7	子どもの保護者	登米児童クラブ利用の保護者	須藤 典子	
8	事業主	ヤマモト木材有限会社	及川 勝一郎	
9	労働者	株式会社高田商店	及川 成美	
10	子育て支援を行う団体の関係者	おはなしサークル ふなっこ代表	千葉 節子	
11	子育て支援を行う団体の関係者	みらい子育てネット とよま代表	高橋 敬	
12	子育て支援を行う団体の関係者	ファミリー・サポート・センター事業協力者	及川 信弘	
13	社会福祉関係団体の関係者	登米市民生委員児童委員協議会主任児童委員会会長	鈴木 泰子	
14	社会福祉関係団体の関係者	錦保育園 園長	一村 則廣	
15	社会福祉関係団体の関係者	うさぎさん家保育園 園長	佐藤 利恵	
16	社会福祉関係団体の関係者	社会福祉法人恵泉会 参事	佐藤 吉春	
17	教育関係者	豊里小学校放課後子ども教室コーディネーター	秋山 千恵	
18	教育関係者	認定こども園さくら幼稚園 園長	片岡 大助	
19	教育関係者	新田幼稚園 園長	松ヶ根 幸子	

● 登米市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 17 日

条例第 44 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、登米市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(組織等)

第 2 条 子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主
- (3) 労働者
- (4) 子育て支援を行う団体の関係者
- (5) 社会福祉関係団体の関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 学識経験のある者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 子育て会議は、必要があると認められるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子育て会議の庶務は、福祉事務所子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年登米市条例第48号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

● 登米市子ども・子育て支援本部設置要綱

平成 25 年 6 月 13 日

訓令第 15 号

改正 平成 25 年 8 月 16 日訓令第 23 号

平成 27 年 4 月 1 日訓令第 24 号

平成 28 年 3 月 31 日訓令第 17 号

平成 30 年 3 月 30 日訓令第 5 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条第 1 項の規定による登米市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）及び次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条第 1 項の規定による登米市次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、かつ、事業計画及び行動計画に定める施策を推進するため、登米市子ども・子育て支援本部（以下「支援本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 支援本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事業計画の策定及び当該事業計画の総合的な推進に関すること。
- (2) 行動計画の策定及び当該行動計画の総合的な推進に関すること。
- (3) 事業計画及び行動計画（以下「事業計画等」という。）に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、事業計画等の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 支援本部は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、支援本部の事務を統括し、支援本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 支援本部の会議は、必要に応じて、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(幹事会)

第 6 条 支援本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 事業計画等の策定及び推進に関する企画立案並びに関係部局との連絡調整に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、事業計画等の策定及び推進に関し必要なこと。

4 前2条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、第4条第1項中「本部長」とあるのは「幹事長」と、「支援本部」とあるのは「幹事会」と、同条第2項中「副本部長」とあるのは「副幹事長」と、「本部長」とあるのは「幹事長」と、第5条中「支援本部」とあるのは「幹事会」と、「本部長」とあるのは「幹事長」と読み替えるものとする。

(作業部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の委員は、幹事長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第8条 支援本部及び幹事会の庶務は、福祉事務所子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年6月20日から施行する。

(登米市次世代育成支援対策推進本部設置要綱の廃止)

2 登米市次世代育成支援対策推進本部設置要綱(平成18年登米市訓令第3号)は、廃止する。

附 則(平成25年8月16日訓令第23号)

この訓令は、平成25年8月16日から施行する。

附 則(平成27年4月1日訓令第24号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日訓令第17号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日訓令第5号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	総務部長
	企画部長
	市民生活部長
	産業経済部長
	建設部長
	教育部長
	福祉事務所長

参考資料

別表第2（第6条関係）

幹事長	市民生活部長
副幹事長	福祉事務所長
幹事	総務課長
	企画政策課長
	市民生活課長
	健康推進課長
	生活福祉課長
	産業振興課長
	商業観光課長
	土木管理課長



登米市福祉事務所子育て支援課

〒987-0446 宮城県登米市南方町新高石浦130番地
電話：0220-58-5562 FAX：0220-58-2375
E-mail：kosodateshien@city.tome.miyagi.jp

令和2年3月